

ごあいさつ



急速な少子化や核家族化が進む環境の変化を受け、国は平成 15 年 7 月に、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、新たな少子化対策や子育て支援対策に踏み出しました。

日高町におきましても、少子高齢化が進む中、子どもたちが安心して、暮らせる環境づくりができるよう、平成 17 年 3 月に、「日高町次世代育成支援前期行動計画」を策定し、これまでの 5 年間、子育て支援を推進してまいりました。

ただ、前期計画の最終年度が平成 21 年度であることから、子どもを持つ家庭にアンケート調査を実施し、前期計画の基本理念や基本目標を継承しつつ、これまでの状況の変化や実態に合わせた中で、町関係各課及び次世代育成支援行動計画策定委員会等で計画を見直し、このたび、平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする「日高町次世代育成支援後期行動計画」を策定いたしました。

この計画は、社会の宝である子どもたちに親が愛情を注ぎ、子どもと向き合えることのできるように、行政をはじめ様々な人達が連携して子どもたちの成長と子育て支援を目的としています。

今後はこの計画に基づき、「次世代をみんなで育てる ひだか」を合言葉に、子育てを家族の責任だけで行うのではなく、地域を含めた社会全体で取り組んでまいりたいと考えておりますので、地域の皆様におかれましても、日高町の未来を担う子どもの健やかな成長のため、ご理解と積極的なご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、次世代育成支援行動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力頂きました多くの住民の皆様には厚くお礼を申し上げ、策定のご挨拶とさせていただきます。

平成 22 年 3 月

日高町長 中 善 夫



目 次

1. 計画のねらい	1
【1】計画の前提	1
【2】計画の基本事項	3
【3】計画の策定と推進	5
2. 日高町の子どもを取りまく状況	6
【1】町の状況・少子化の動向	6
【2】子育て家庭と子どもの状況	8
3. 計画のめざすもの	14
【1】日高町のめざす次世代育成支援の方向	14
【2】施策の全体像	20
4. 次世代をみんなで育てる後期行動計画	21
【1】子どもの成長にあった心身の健康支援	21
【2】子どものための子育て支援の輪づくり	28
【3】子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり	36
【4】親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり	42

関 係 資 料



1. 計画のねらい

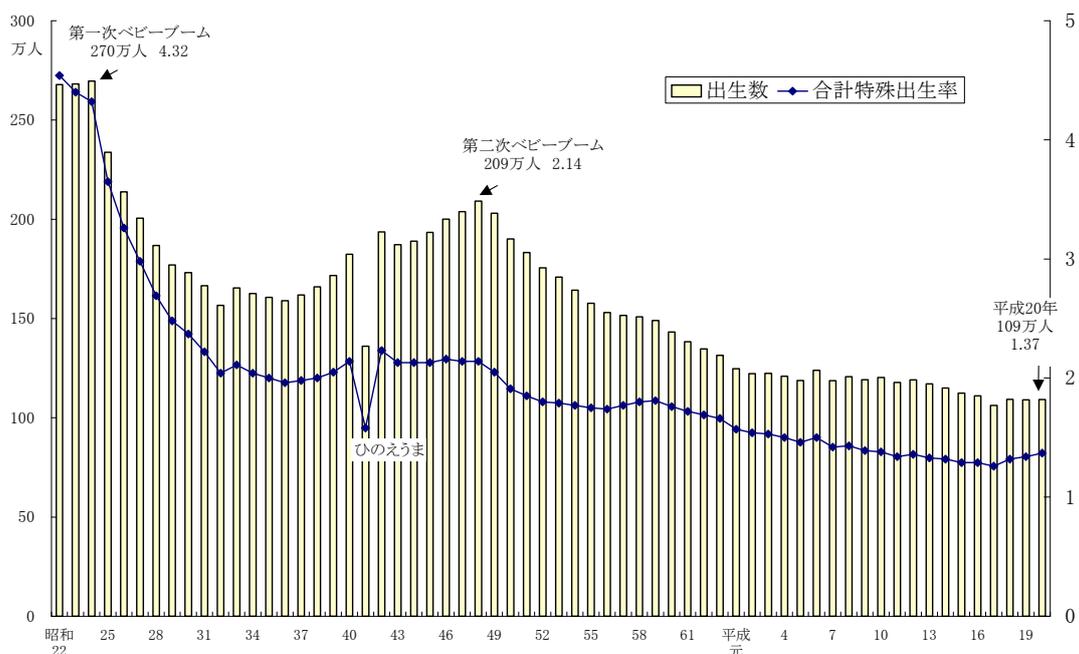
【1】計画の前提

「少子化・高齢化」がわが国の緊急かつ重大な問題であることについて、認識が広がり、その実情や背景、影響、対策に取り組むべき時期が到来しています。少子化は単に子どもが少ないということだけでなく、子ども同士がふれあう機会の減少、自主性や社会性が育ちにくいという子どもたちに直接的な問題であるとともに、核家族化、地域社会の弱体化、都市化などによる子どもへの影響、社会の活力の低下などが懸念されています。

少子化の流れを変えるために、国は平成15年7月に、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務を、また、企業には協力の責務を課した「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。平成17年度から10年間に、次世代育成支援についての取組みを集中的・計画的に促進するためのもので、これにより全国の市町村は、平成17年度を初年度とした次世代育成支援の実施に関する行動計画の策定が義務づけられました。

しかし、平成17年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は1.26と過去最低を記録し、平成18年に増加に転じ、平成20年の合計特殊出生率は1.37となっていますが、依然として人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回っています。

● 出生数と合計特殊出生率の動き



資料:厚生労働省

日高町においては、平成 14 年度に「日高町エンゼルプラン」を策定し、平成 16 年度に、次世代育成支援の理念をふまえ、これまでの取組みを点検して、次世代育成支援対策を具体的に推進する指針として、「日高町次世代育成支援地域行動計画」を策定して、これに基づき各種施策を推進してきました。

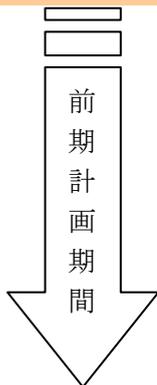
前期計画期間においては、国においても子どもと子育てに関する施策、制度の見直しが図られており、このような動向をふまえながら、前期計画の検証、見直し等を行った上で、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期 5 年間の計画を策定するものです。

● 少子化対策・次世代育成支援対策の動向

国の少子化対策の動向

平成 6 年 <エンゼルプラン>
 平成 11 年 <新エンゼルプラン>
 主に保育サービスの充実をはじめとする子育て支援施策の展開が中心である
 平成 14 年 <少子化対策プラスワン>
 平成 15 年 <次世代育成支援対策推進法成立>
 平成 16 年 <次世代育成支援対策地域行動計画策定>
 家庭や地域社会における子育て機能の再生を図るためすべての家庭に対する子育て支援を市町村の責務とし、その仕組みを整備する。また、大企業、地方公共団体においてそれぞれ事業主行動計画の策定が義務付けられた。

日高町次世代育成支援対策地域行動計画



〔前期計画期間の少子化対策の動向〕

平成 17 年 <子ども・子育て応援プラン>
 平成 18 年 新しい少子化対策について
 平成 18 年 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行により、認定こども園制度が開始
 平成 19 年 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 仕事と生活の調和憲章
 平成 20 年 新待機児ゼロ作戦
 平成 22 年 <子ども子育てビジョン>「社会全体で子育てを支える」、「希望がかなえられる」を基本的な考え方として、子どもと子育てを応援する社会をめざした政策を示している。

【2】計画の基本事項

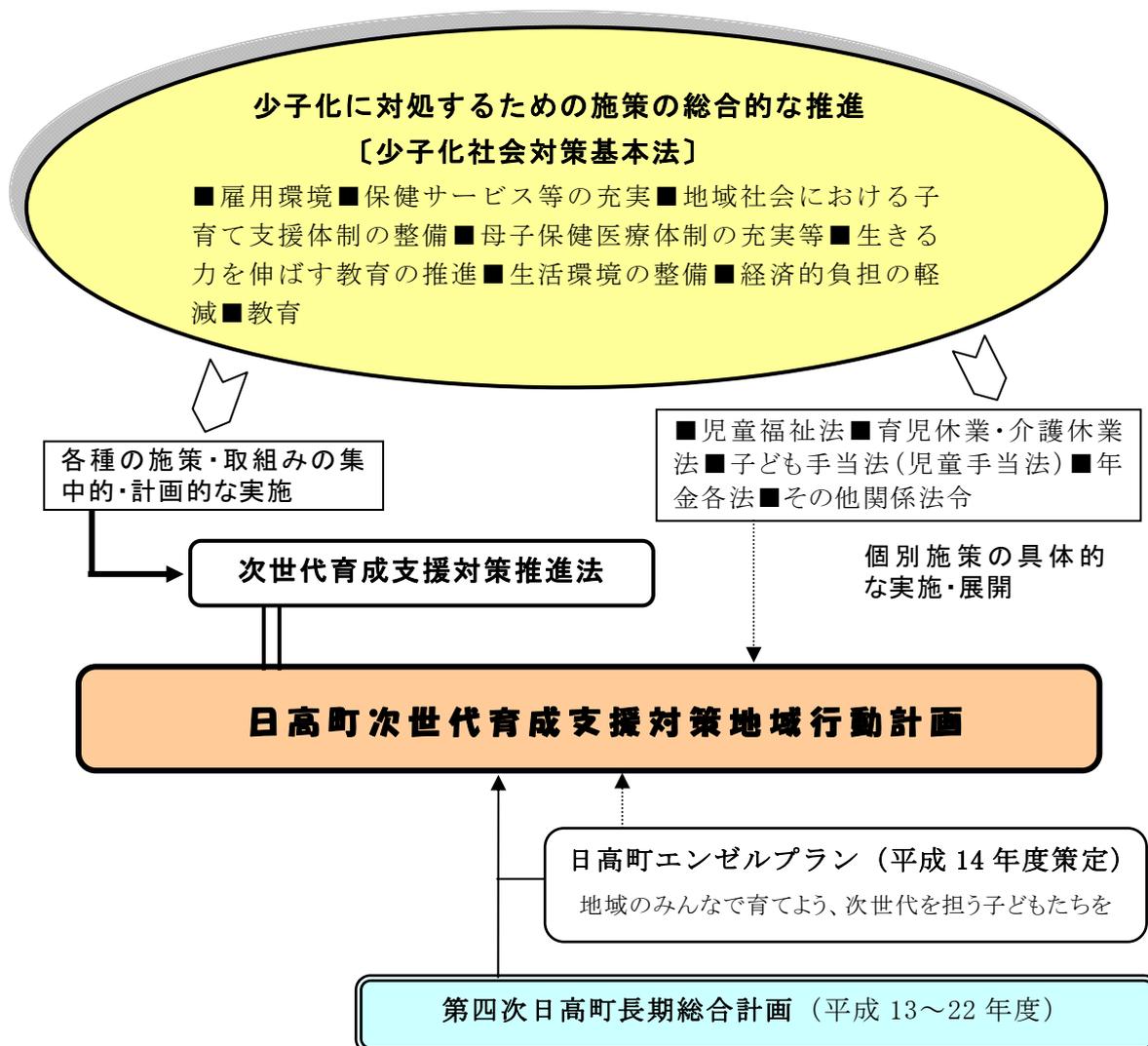
(1) 計画の位置づけ・役割

この計画は、次世代育成支援対策推進法、児童福祉法改正法、少子化社会対策基本法に基づき策定する計画です。これまでに推進してきた子育て支援施策を、次世代育成支援の理念に基づいて総点検し、次代を担う日高町のすべての子どもの健やかな心身の育ちを支援するための計画です。

この計画の対象は日高町に住む18歳未満のすべての子どもと子育て家庭であり、町の取り組む次世代育成支援の総合的な計画として、施策の目標と方向を示します。

そして、町長期総合計画をはじめとする各種関連計画と整合性を保ちながら、福祉・保健・教育・まちづくりにわたる町の各部門で取り組む施策を総合的に示しています。あわせて、この計画は各家庭、学校、地域、職場などの取組みを促進する役割をあわせもち、この計画を中心に町全体で推進していきます。

●本計画の位置づけ

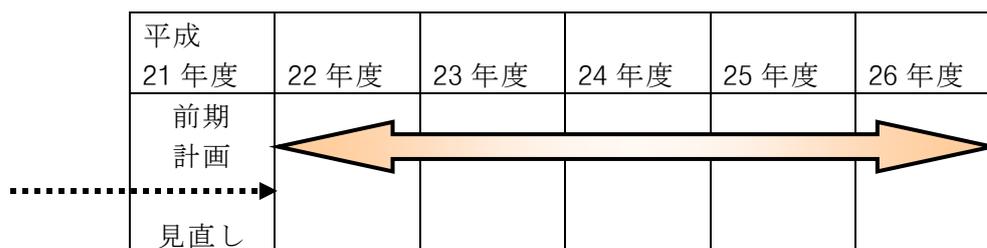


(2) 計画期間

平成 15 年に成立した「次世代育成支援対策推進法」は 10 年間の時限立法であり、平成 17 年度からの 10 年間で重点的に取り組むものです。

これにより、前期・後期に計画期間を分け、進捗状況をふまえて見直しながら推進します。前期計画期間の平成 17 年度から平成 21 年度を経て、平成 21 年度に前期計画の成果・進捗状況を点検し、必要な見直しを行って、平成 22 年度からの後期計画を策定し、計画的な推進を図ります。

● 計画期間



【3】計画の策定と推進

計画の策定にあたっては、計画に子どもたちや子育て家庭のニーズにあった取組みが盛り込めるように、はじめに子どもと子育て家庭の状況・ニーズを把握するため、以下のアンケート調査を平成21年5月に行いました。

そして、町で実施している子どもに関わる施策・事業を全体的に点検し、着実に推進するため、関係各課で実施している子どもに関する施策・事業の把握と検討・協議を重ね、日高町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会で協議して策定を進めました。

●調査の実施要領

調査種類	対 象	調査方法・調査時期
①就学前児童保護者	平成21年4月現在で町内に居住する就学前児童の保護者全員。	保育所・小学校において配布・回収。それ以外は郵送にて配布・回収 平成21年5月上旬～6月上旬
②小学生保護者	平成21年4月現在で町内に居住する小学校1～3年生の保護者全員。	

対 象	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
①就学前児童保護者	357	310	86.8
②小学生保護者	253	220	87.0
合 計	610	530	86.9

策定後の推進にあたっては、住民に広く計画の周知を図るとともに、定期的にその進捗状況を報告することが法律に定められています。計画の着実な推進と新たな課題への迅速な対応を図るため、今後は推進体制を確保し、定期的に協議して着実に推進します。

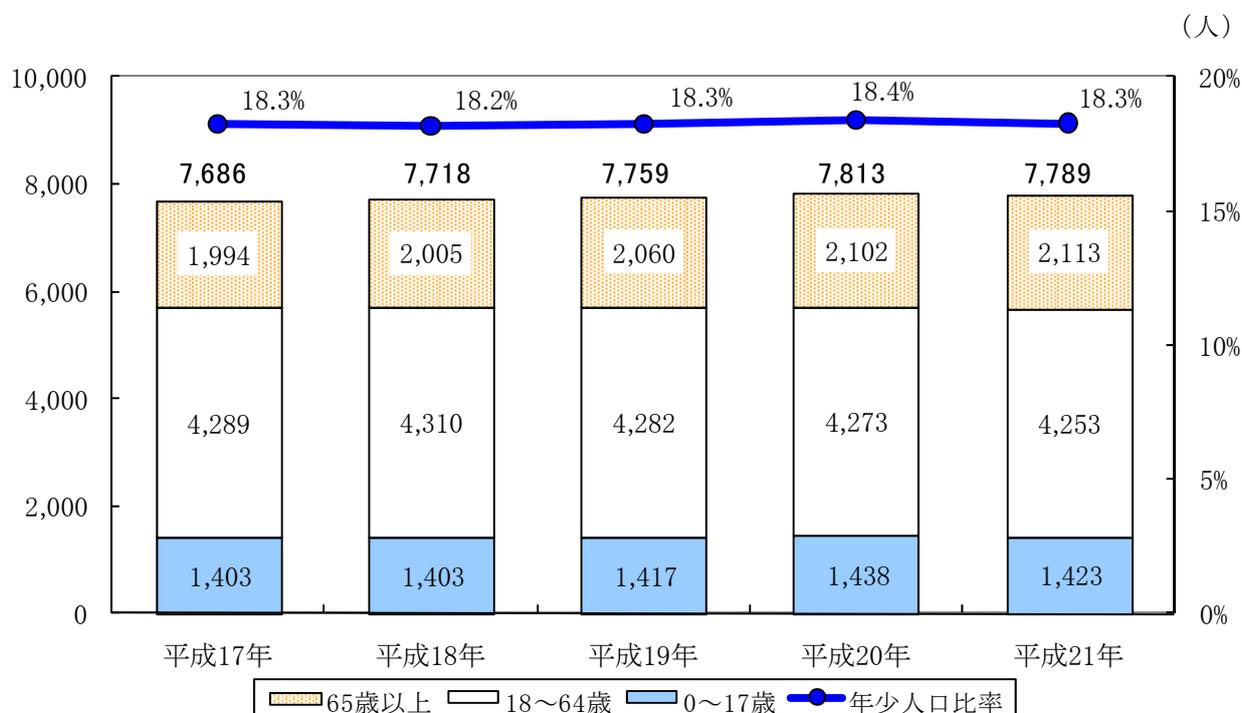
2. 日高町の子どもをとりまく状況

【1】町の状況・少子化の動向

(1) 人口

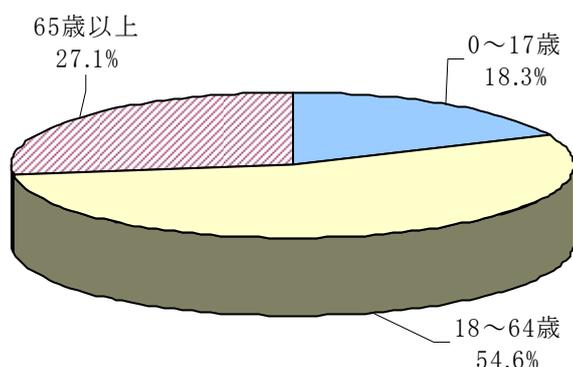
近年5年間の日高町の総人口は微増しており、平成17年は7,686人で、平成18年に7,700人を超え、平成21年は7,789人と、1.3%増加しています。そのうち、17歳以下の児童人口は、1,400人台で推移しており、平成21年は1,423人で、総人口の18.3%を占めています。また、65歳以上の人口割合は年々上昇しており、平成21年は27.1%となっています。

●人口等の推移(各年4月1日)



資料:住民基本台帳

●人口構成(平成21年4月1日)



資料:住民基本台帳

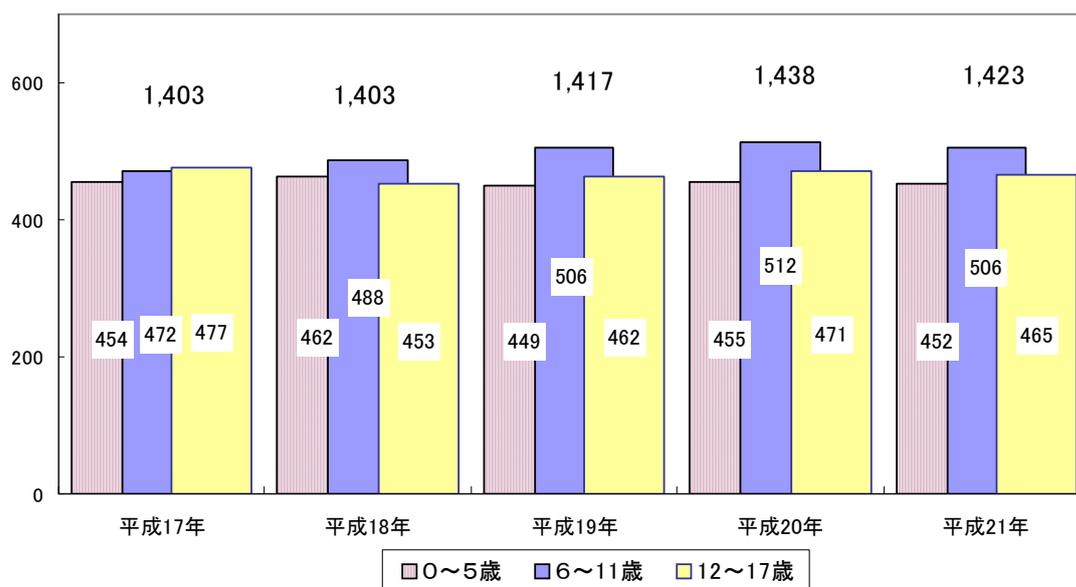
(2) 児童人口の推移

① 児童人口

平成 17・18 年の児童人口は 1,403 人で、以降若干増加しており、平成 21 年は 1,423 人となっています。年齢区分では 6～11 歳の児童数がやや増えています。

● 児童人口の推移(各年4月1日)

(人)



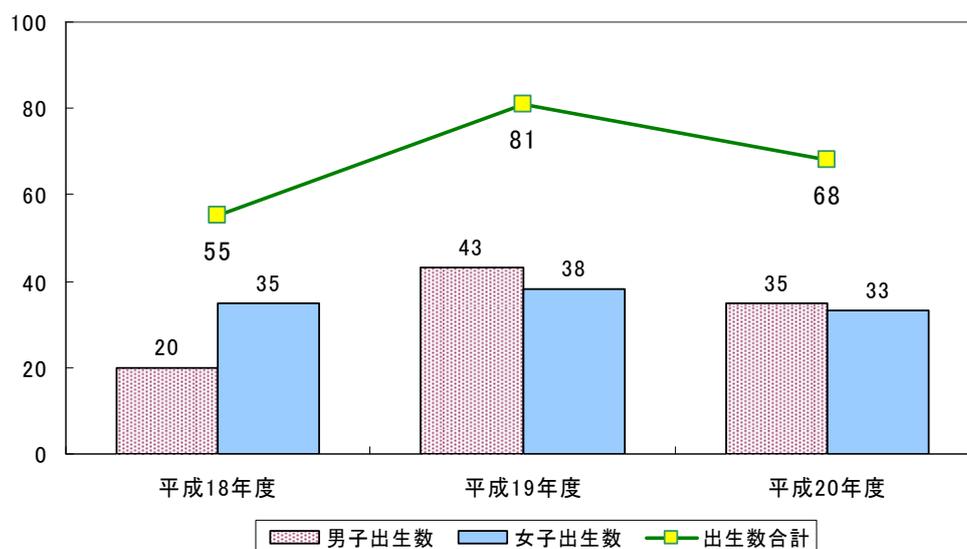
資料:住民基本台帳

② 出生数

近年の出生数は、平成 18 年度が 55 人と最も少なく、平成 19 年度は 81 人、平成 20 年度は 68 人で、3 年間の平均出生数は 68 人です。

● 出生数の推移(各年4月1日～翌年3月31日までの合計)

(人)



資料:住民福祉課

【2】子育て家庭と子どもの状況

(1) 子育て世帯の動向

① 子どものいる世帯の構成

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成17年は759世帯となっています。そのうち、6歳未満の子どものいる世帯は、2世代の核家族が72.6%ですが、18歳未満の子どものいる世帯は核家族の割合が低下し、3世代世帯などの親族世帯の割合が高まっています。

また、アンケート調査で小学生以下の世帯構成をみると、親子のみ世帯（核家族世帯）は73.9%を占めています。また、小学生の世帯は家族の人数が増えているのがわかります。

●18歳未満の子どものいる世帯構成の推移(10月1日現在)

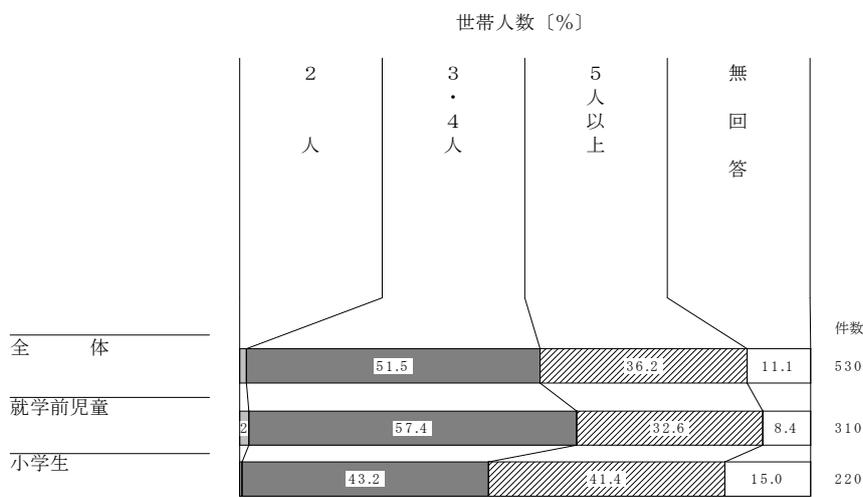
(世帯・人)

	総数	親族			非親族	単独
		核家族	その他の親族			
一般世帯数	2,479	2,043	1,490	553	0	436
6歳未満親族のいる一般世帯数	329	329	239	90	0	0
	100.0% (13.3%)	100.0%	72.6%	27.4%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯数	759	759	484	275	0	0
	100.0% (30.6%)	100.0%	63.8%	36.2%	0.0%	0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	28	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	2.94	3.35	2.84	4.74	0.00	1.00

※ ()は、6歳・18歳未満親族のいる一般世帯総数に対する割合

資料:国勢調査

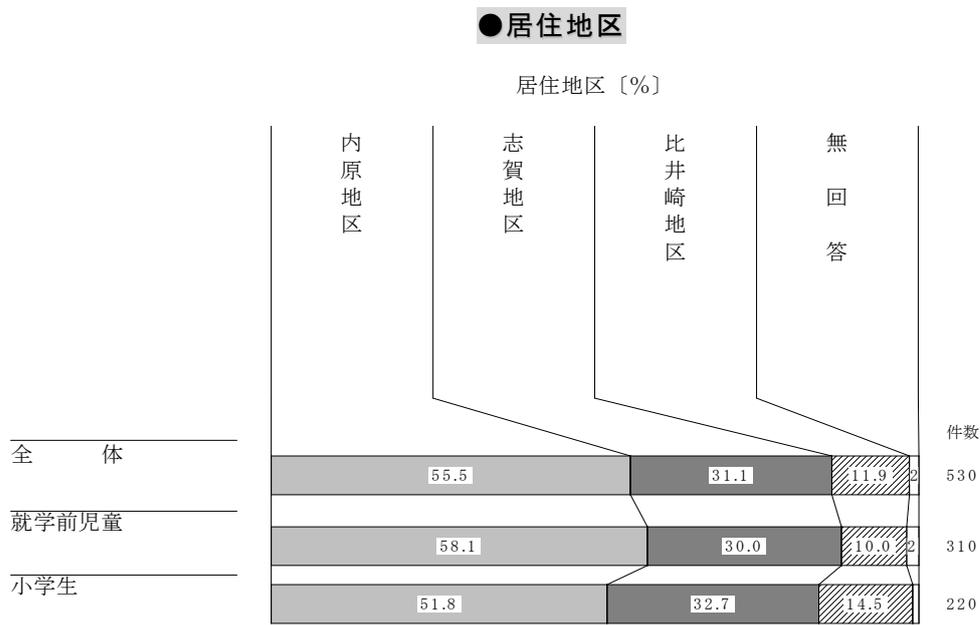
●子どものいる世帯構成(アンケート調査)



親子のみの世帯	同居世帯	その他の世帯	無回答
392件 73.9%	134件 25.3%	1件 0.2%	3件 0.6%

② 育児支援の環境

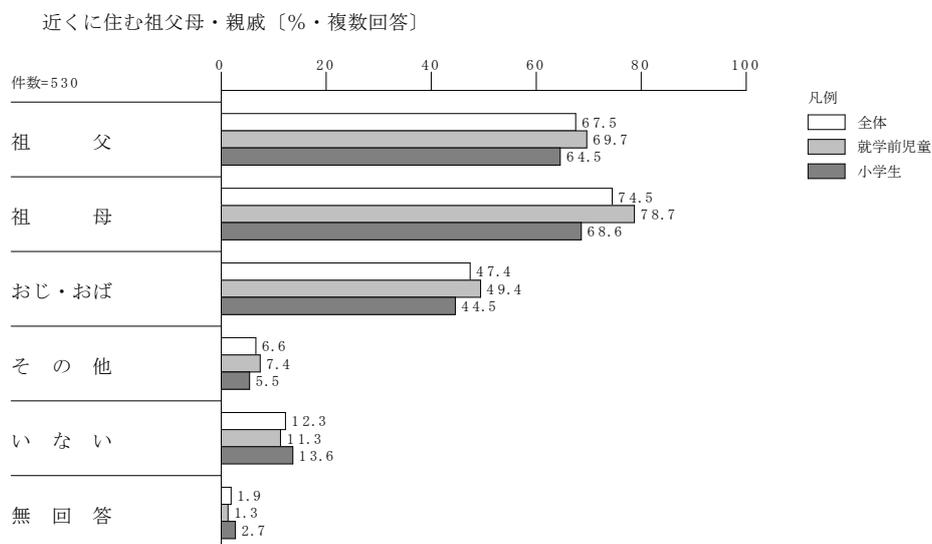
居住地区は「内原地区」が半数を超えており、就学前児童では 58%と高くなっています。



資料: アンケート調査

近くに祖父母や親戚等が住んでいる状況については、就学前児童の世帯では 11%、小学生の世帯で 14%が「いない」と回答しているものの、同居はしていなくても、祖母・祖父が近居している世帯が多くみられます。就学前児童では「祖母」が 79%、「祖父」が 70%回答されており、小学生はやや低下して「祖母」が 69%、「祖父」が 65%回答されています。また、「おじ・おば」もそれぞれ 45%前後回答されており、祖父母や親族が近くに住んでいる世帯が多くみられます。

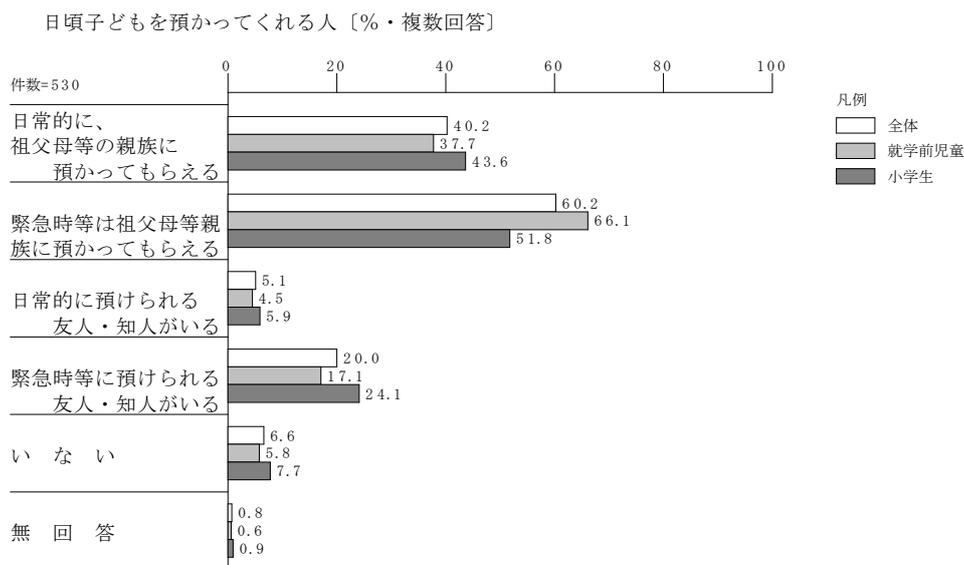
● 祖父母・親族の近居の状況



資料: アンケート調査

日頃子どもを預かってくれる人が身近に「いない」という回答は、就学前児童の世帯で6%、小学生は8%で、それ以外は祖父母等や友人・知人に預けられる状況であることがうかがえます。なかでも、「緊急時等は祖父母等親族に預かってもらえる」世帯が多く、就学前児童で66%、小学生で52%となっています。また、「日常的に、祖父母等の親族に預かってもらえる」が40%であり、小学生の保護者では「緊急時等に預けられる友人・知人がいる」も増えています。

● 育児支援の環境

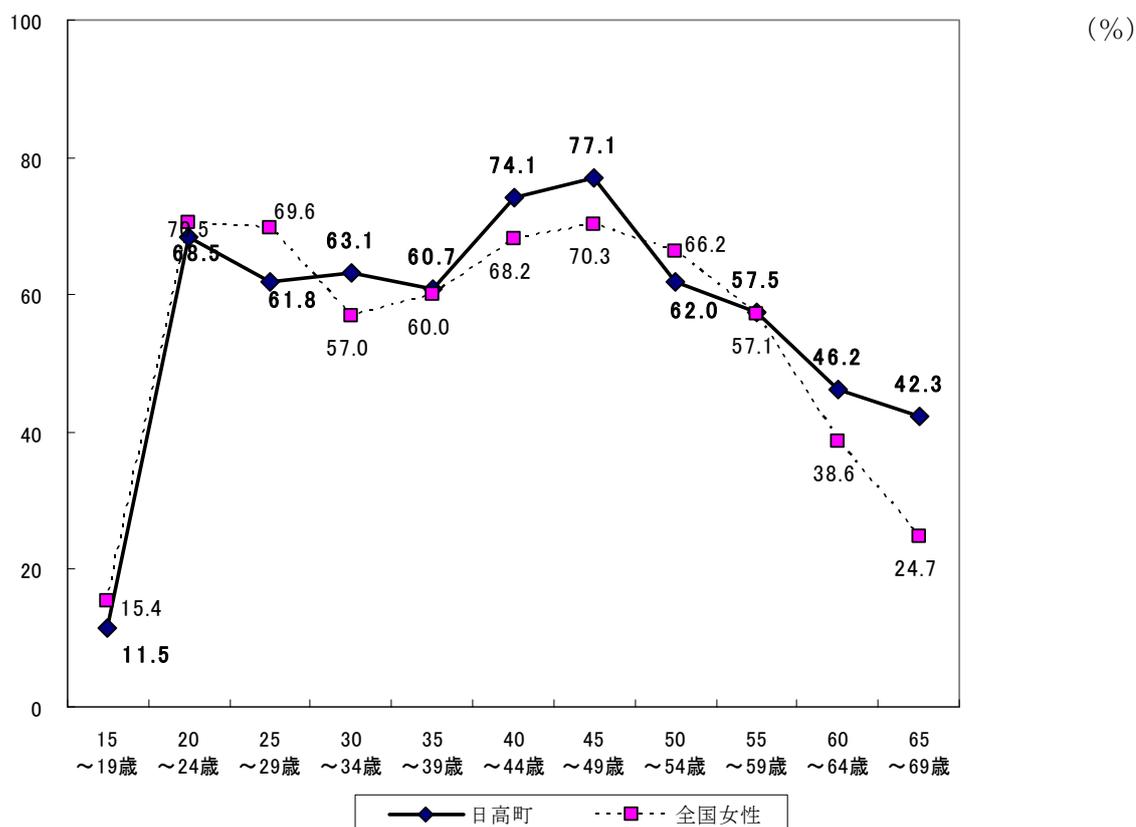


資料:アンケート調査

(2) 就業状況

女性就業者数は平成17年が1,529人で、全就業者数(3,302人)に占める女性の割合は46.3%となっています。年齢別で女性の就業状況をみると、20歳後半から30歳代は就業率が60%程度に低下し、40歳代は就業率が75%前後と特に高くなっています。

●年齢別女性就業率(平成17年10月1日現在)



資料:国勢調査

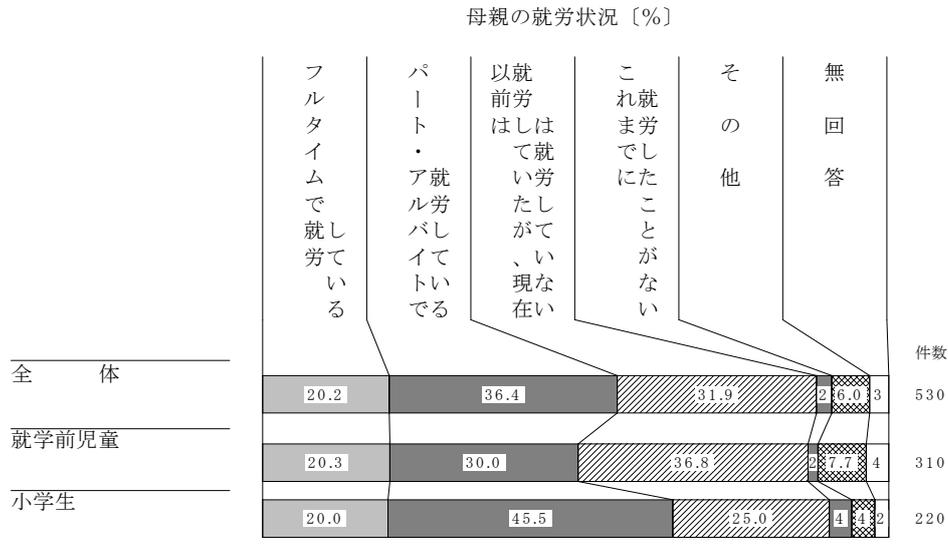
また、アンケート調査では、子どものいる世帯の就業状況は、共働き世帯が47.6%、片働き世帯が41.1%となっており、母親の就労状況をみると、パート・アルバイト勤務が36%、フルタイム勤務が20%となっています。また、現在未就労の母親の今後の就労意向は高く、「子どもがある程度大きくなったら働きたい」が未就労の母親の70%強を占めています。

●子どものいる世帯の就労状況

共働き世帯	片働き世帯	その他の世帯	無回答
252件 47.6%	218件 41.1%	52件 9.8%	8件 1.5%

資料:アンケート調査

●母親の就労状況



資料:アンケート調査

(3) 児童・生徒数の状況

① 保育所利用者数の推移

3つの町立保育所の通所児童数は、平成17年は261人と近年では最も多く、概ね250人前後で、平成21年は247人が通所しています。また、町外の保育所利用者は、平成21年は30人と近年で最も多くみられ、保育所利用者はあわせて、270人から280人で推移しており、平成21年は277人となっています。

●保育所の通所状況(各年4月1日現在)

(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
町内保育所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
児童数 (町内保育所)	261	248	250	254	247
児童数 (町外保育所)	17	26	20	27	30
保育所利用者 合計	278	274	270	281	277

資料:住民福祉課

② 小中学校児童生徒数の推移

町内3校の小学校通学者は、近年500人前後で、平成21年は500人が通学しています。

また、町内1か所の中学校には、220人前後が通学しており、平成21年は219人となっています。町外の中学校通学者は微増しており、平成21年は31人で、合計すると中学生は250人となっています。

●小・中学校の学籍状況(各年5月1日現在)

(人)

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校	学校数	3校	3校	3校	3校	3校
	児童数	474	492	503	509	500
中学校	学校数	1校	1校	1校	1校	1校
	生徒数	225	210	225	215	219
	町外の中学校通学者	5	8	12	23	31
	中学生合計	230	218	237	238	250

資料:教育委員会





3. 計画のめざすもの

【1】日高町のめざす次世代育成支援の方向

(1) 基本とする考え方

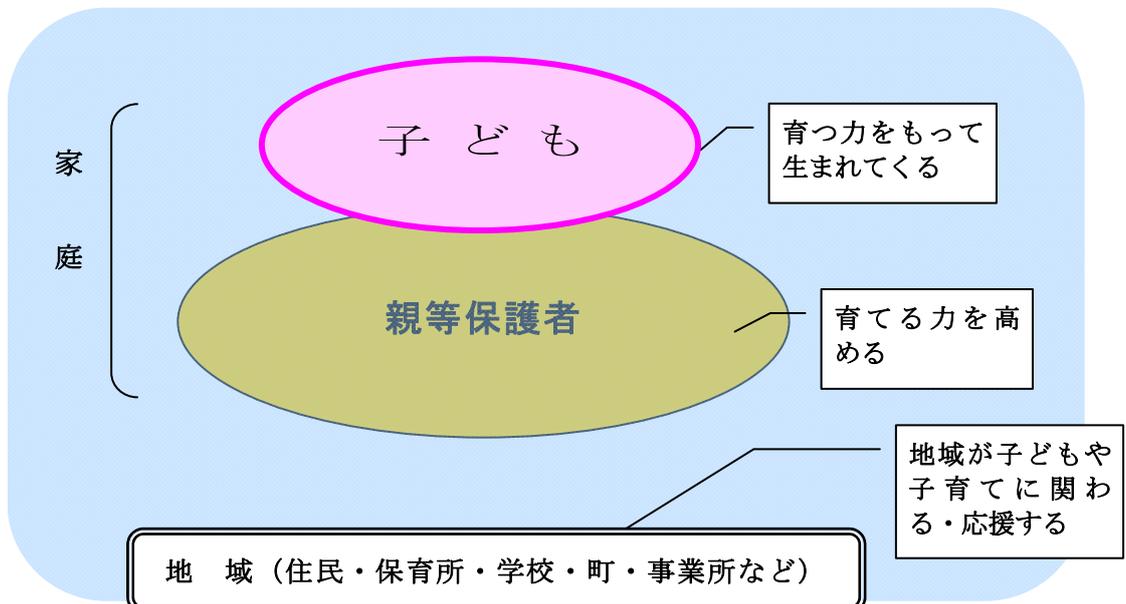
次世代育成支援対策の基本理念は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。（次世代育成支援対策推進法より）」と示されています。

日高町の子どもと子育て家庭の状況を考えると、祖父母等と同居していなくても近くに住んでいるなどの状況がうかがえます。子どもを中心に子どもがいる家庭を、地域が関わりながら側面的に支援することが日高町のめざす次世代育成支援の姿勢と考えます。

そもそも、子どもは『育つ力』をもって生まれてきます。子どもの『育つ力』を親の『子どもを育てる力』で、伸ばしていくことが子どもの育ちであり、親としても人間的な成長につながります。しかし今の社会では、核家族が増え、社会経済活動が複雑になり、子どもを育てる力に気づいたり、考えたりする機会が減り、不安が増大していることが指摘されています。日高町においても、新しい住宅地への転入者の増加なども一部みられるとともに、核家族や共働き世帯の増加もうかがえます。だからこそ、子育て家庭が安心して子育てできるように地域で関わりをもっていくことが重要です。

このようなことから、『次世代をみんなで育てる ひだか』を次世代育成支援の計画テーマに設定し、あったかい家庭、あったかい地域、あったかい町で次世代が育つ日高町をめざして町全体で取り組みます。

●日高町のめざす次世代育成支援の姿

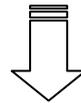
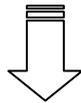
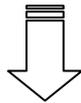


★ 次世代をみんなで育てる ひだか ★

後期計画における課題をふまえ、取り組んでいきます。

●前期計画期間の主な取組み

- 保育所の施設整備、低年齢児保育の受け入れ体制の拡大
- 放課後児童クラブの開始
- 子どもの登下校時の見守り活動の推進
- 乳幼児医療費やインフルエンザ予防接種などの費用負担の軽減



●後期計画期間の課題

- ◎低年齢児の保育ニーズは継続して高く、共働き世帯やひとり親世帯などで保育ニーズは高まっている。通常保育をはじめ、一時保育などの保育サービスの充実を図っていくことが必要。
- ◎地域子育て支援センターの設置をめざし、就園前の子ども・保護者が気軽にいつも集まる場、相談できる場をつくり、子育てを支援していく。
- ◎放課後児童クラブの利用ニーズが高まっていることから、日高町子どもクラブの定員の見直しを行うなど更に保護者の皆様が安心して働ける環境の整備に努める。
- ◎子育て関連情報の提供の方法等を検討して、情報提供を行う。

(2) 基本視点

「次世代をみんなで育てる ひだか」の実現にむけ、各種施策・事業を推進するすべての場面で、以下の視点をふまえて取り組みます。特に、子育て支援は親のための支援という面だけではなく、子どものために、子どもの育ちを基本に考える認識を広げていきます。そして、子どもが成長して親になることに留意し、次代につなぐ視点を重視します。

●基本視点

基本視点① 子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権そして利益が最大限に尊重されることが最も重要なことです。そして、子どもの成長にあった視点を基本とします。また、子どもの目線で課題をとらえ、適切な対応に努めます。

基本視点② 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成して、自立して家庭をもつことに留意し、子どもの健やかな育ち支援の視点を重視します。

基本視点③ 地域で応援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として協働で取り組み、地域の様々な資源の有効活用を基本とします。

基本視点④ すべての子どもと子育て家庭の支援の視点

親が子育てに孤立することを防ぐことは、親子にとって重要なことです。問題を抱える家庭が増える傾向のなか、広くすべての子どもと家庭への支援の視点で推進します。

基本視点⑤ サービスの質の視点

子育て家庭の実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取り組みが求められます。このような取り組みにより、サービスの質が向上し、利用者の満足度が高まるように推進します。

(3) 計画期間の推計人口

近年5年間の総人口及び児童人口、出生数の推移から、コーホート変化率法で計画期間の児童人口及び総人口を推計します。平成20年までは人口が増加傾向でしたが、平成20年に比べ平成21年は総人口が減少傾向に転じており、過去3年間の平均変化率と平成20・21年度の変化率による人口推計を行い、現状をふまえて計画期間の人口・児童数を設定します。

① 推計児童人口

計画期間の推計児童数は、3年間平均変化率では増加傾向が見込まれますが、平成20・21年変化率による推計では、微減傾向が見込まれ、なかでも小学生以上はやや減少して推移することが見込まれます。平成26年の推計児童数は、0～5歳が423人、6～11歳が478人、12～17歳が479人で、合計1,380人と推計されます。

●児童人口の推計(各年4月の推計児童人口)

(人)

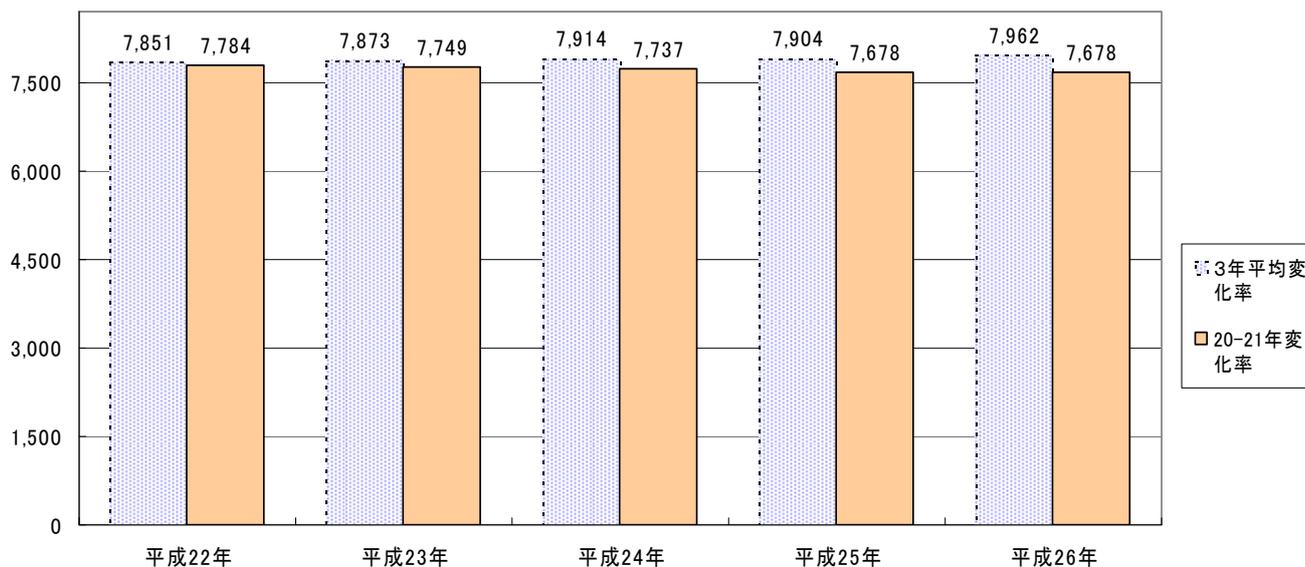
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～5歳	3年平均変化率	446	449	442	441	418
	20～21年変化率	449	456	454	452	423
6～11歳	3年平均変化率	519	521	518	505	526
	20～21年変化率	508	498	483	462	478
12～17歳	3年平均変化率	477	478	498	513	513
	20～21年変化率	473	468	482	486	479
児童合計	3年平均変化率	1,442	1,448	1,458	1,459	1,457
	20～21年変化率	1,430	1,422	1,419	1,400	1,380

② 推計人口

推計児童数の推計と同様に、3年間平均変化率では微増が見込まれますが、平成20・21年変化率による推計では、微減傾向が見込まれます。平成26年の人口は7,678人と推計され、総人口に占める児童の割合は18.0%と見込まれます。

● 総人口の推計(各年4月の推計人口)

(人)



(%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
児童人口の割合 (平成20-21年変化率)	18.4	18.4	18.3	18.2	18.0

(4) 基本目標

日高町の次世代育成支援のめざす姿を実現するために、取り組む具体的な各種施策・事業を4つの目標に大別して示します。

目標1 子どもの成長にあった心身の健康支援

親が安心して妊娠・出産を迎え、子どもが健やかな発育・成長ができるように、健診や保健指導・相談など、親子それぞれにきめ細かな母子保健事業の展開を図ります。また、次代の親づくりと住民の各成長段階にあった健康づくりの視点から、思春期保健対策と家族ぐるみの健康づくりを推進します。

目標2 子どものための子育て支援の輪づくり

親が子どもに愛情をもって接し、楽しく子育てして、子育てしてよかったと感じられることが、子どもにとっても安心でのびのびした育ちにつながります。このために、子どものための保育サービスをはじめ、親の子育て力を高め、孤独感や負担感を軽減する側面的な支援など、子育て支援のネットワークづくりをめざします。

また、養育や家庭に関する問題を抱えて支援や関わりが必要な親子に、適切に対応して支援する体制づくりに取り組みます。

目標3 子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり

地域を思うおおらかな心と生きる力を伸ばし、心豊かな人間性を養い、地域が関わりながらの多様な体験や学習活動、スポーツ活動により、自立したたくましい日高の子どもを育成をめざします。

目標4 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

公共施設や道路など生活環境対策をはじめ、地域での安心活動・安全対策を推進します。あわせて、子どもと子育てを理解して子どもの育ちに関わる活動を推進し、子育て・家庭・仕事の両立支援の意識の啓発など、子どもと子育てをみつめる地域づくりをめざします。

そして、子どもたちが日高町を愛する気持ちを深め、地域の一員としての役割を認識できるように地域が関わり、働きかけます。このような子どもと子育てのハード・ソフト両面の環境づくりに努め、地域で子どもの育ちを応援します。

【2】施策の全体像

《計画のテーマ》

《基本目標》



4. 次世代をみんなで育てる後期行動計画

【1】子どもの成長にあった心身の健康支援

●主な課題●

- 正しい生活習慣が定着していない、妊娠中または産後働く母親の増加、さらには妊娠までに乳幼児とふれあう機会が少ないことなどで、妊娠・出産に対して不安をもつ親が増えている。
- 第一子の場合などは、特に子どもの発育・成長、子育てに関する不安感が強いといえる。また、健診結果で指導が必要な子どもの増加、正しい生活習慣が定着しにくい状況などもみられ、子ども一人ひとりに合った相談・指導が課題である。
- 乳幼児から思春期まで、成長段階に合った育ちの支援が必要である。
- 中高生をはじめとして、親になるまでに地域で乳幼児とふれあう機会が少なくなっている。生命の尊さを知る機会として、また次代の親を育てるという点から取り組む必要がある。

●具体的な取組み●

(1) 親子の健康の確保・増進

妊娠から出産までの不安を軽減して、妊娠期を支援するとともに、育児に向かう準備を支援します。健診の受診・相談・情報提供、その後のフォローに努め、親子の健康の確保・増進を図ります。

① 健診等

母子に関する各種健診事業は広く定着し、高い受診率を保持しており、一人ひとりの発達・成長を把握できるように努めています。母子手帳の交付をきっかけに、妊娠期から出産、出産後の訪問指導、乳幼児健診へとつながりを重視した子どもの健やかな発育と子育て支援をめざして保健事業を展開します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
母子手帳の交付	妊娠中から、子の就学前までの成長発達や予防接種等の記録を残すため妊娠届出時に交付している。平成20年度:68人	●継続して実施し、情報提供等に努める。	住民福祉課
妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ、母子の健康増進を図るために実施している。医療機関委託にて14回分(20枚)の受診票を母子手帳発行時に交付している。平成20年度:第1回66人 第2回55人 第3回43人 第4回42人 第5回37人	●継続して実施する。	住民福祉課
乳幼児健診	乳幼児の発達過程における問題の早期発見をし、健やかな子育て支援の充実を図るために実施。 平成20年度:4か月児72人 受診率98.6% 6回/年、10か月児77人 受診率95.1% 6回/年、1歳6か月児69人 受診率98.6% 4回/年、3歳児74人 受診率97.4% 4回/年	●継続して実施する。 ●5歳児の健康相談等について実施を検討する。	住民福祉課
1歳6か月児歯科検診・3歳児歯科検診	虫歯の予防、口腔内清潔に努め、咀嚼や発声の問題を含め、将来にわたり歯の健康を保つよう支援するため実施している。平成20年度:1歳6か月児69人 受診率98.6% 4回/年 罹患率5.80% 1人当たりう歯保有数0.17本、3歳児74人 受診率97.4% 4回/年 罹患率45.95% 1人当たりう歯保有数2.11本	●継続して実施する。	住民福祉課
2歳児う歯予防教室	1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診と同様に、虫歯の予防、口腔内清潔に努め、咀嚼や発声の問題を含め、将来にわたり歯の健康を保つよう支援するため実施している。歯科医による歯科診察と講義、歯科衛生士による個別のブラッシング指導、保健師による保健指導を年4回実施している。平成20年度:54人 受診率83.1% 4回/年 罹患率14.81% 1人当たりう歯保有数0.54本	●継続して実施する。	住民福祉課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
保育園児に対する健康診断など	保育園児を対象に内科検診を2回、眼科及び歯科検診を1回毎年実施している。ぎょう虫、尿検査も年1回、身体測定(身長・体重・胸囲)年1回実施している。	●継続して実施する。	住民福祉課
小中学生に対する健康診断	児童生徒に対して、内科健診・歯科健診・眼科健診・耳鼻科健診・結核検診・検尿・ぎょう虫検査・心電図検査を行っている。また、就学予定児童に対しては、就学時健康診断を行っている。	●児童生徒の定期検診を継続して実施する。 ●就学前健康診断を継続して実施する。	教育課
新生児訪問指導	健やかな子どもを育て、よい親子関係を築くため、新生児(第1子)、育児上必要があると認める者、病院・医院から必要があると認められる者を対象に保健師が訪問している。時期は生後1～3か月頃が多い。第1子の訪問は平成20年度:34人	●継続して実施する。 ●希望により第二子以降の訪問を実施する。	住民福祉課



施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
予防接種	<p>予防接種により感染症予防に努めるとともに、正しい知識の普及を図るため定期予防接種を実施。集団接種では、乳幼児でポリオを日高町保健福祉総合センターにて実施。個別接種では、乳幼児で BCG、三種混合、麻しん風しん混合 (MR) 1期、2期、小学6年生に2種混合を委託医療機関にて実施。</p> <p>日本脳炎は、平成 17 年に厚生労働省より積極的な勧奨を控えるようにとの勧告が出されたことにより、希望者のみ随時依頼書を発行し、個別に委託医療機関にて実施。平成 20～24 年の5年間に限り、中学1年生に MR 3期、高校3年生に MR4期を個別で委託医療機関にて実施。</p> <p>平成 20 年度:ポリオ第1回 75.8% 第2回 67.7% BCG100% 三種混合初回第1回 93.2% 第2回 90.0% 第3回 85.6% 追加 89.9% MR1期 89.8% MR2期 100% MR3期 95.2% MR4期 88.1% 2種混合 98.8% 日脳初回第1回 22.5% 第2回 25.4% 追加 3.5% 第2期 2.5%</p> <p>平成 21 年度は新型インフルエンザ予防接種費用を助成。</p>	<p>●継続して実施する。</p>	住民福祉課

② 保健指導・相談等

発育や育児に関する不安の軽減を図り、子どもに向かい合えるように、事故防止の啓発、発育相談、保健指導をケース・内容に応じて集団または個別で行います。

幼少期から正しい生活習慣を身につけられるように、健診や保健活動で親に働きかけます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
事故予防	出生届出時に冊子を配布。また保健所主催により、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に安全チェックリストへの記入を保護者にしてもらい、事故予防のリーフレットを配布している。分析は、保健所で行っている。乳幼児健診の案内と同時に配布し、健診時に記入の確認、回収を行った。	● 継続して実施する。	住民福祉課
妊産婦訪問指導	健やかな子どもを生み育てる母親の健康増進、不安の軽減を図るために保健師が訪問している。対象はハイリスク妊産婦、第1子出産の産婦である。訪問指導により、生活状況の把握、対象の不安の軽減、健康の保持増進につながっていると推測できる。平成20年度:妊婦・産婦(延40人)	● 継続して実施する。	住民福祉課
発達相談(すくすく相談)	乳幼児健診において経過観察が必要と認められた児を対象に、心理判定員による発達相談(すくすく相談)を実施している。町では平成21年度から年4回に回数を増やして実施している。保健所においても月2回発達相談を実施しており、随時紹介している。 圏域の障害者自立支援協議会子ども部会で連携している。平成20年度:3回 実7人 延9人	● すくすく相談の利用を促進し、必要に応じ、関係機関に紹介し、相談につなげる。	住民福祉課
学校での健康診断	児童生徒に対して、内科健診・歯科健診・眼科健診・耳鼻科検診・結核検診・検尿・ぎょう虫検査・心電図検査を行っている。また就学予定児童に対しては、就学時健康診断を行っている。	● 継続して実施する。	教育課
不妊治療費助成事業(こうのとりの相談)	県の事業に基づき、不妊医療費の助成と相談に応じている。	● 事業についての周知を図る。	住民福祉課

(2) 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活・生活習慣の定着を促進します。また、近隣医療機関と連携しながら救急体制の周知を図ります。

① 食育の推進

発育・成長の著しい幼少期から望ましい食習慣を身につけ、食事の大切さや地産の食品を知る機会が増えるように、地域での実践活動と連携を図りながら、子どもの成長に応じた食育を推進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
親子食育教室	子どもたちが食の大切さを学び、好ましい食習慣を身につける場として、親子が協働で料理に取り組むことにより、ふれあい、話し合う機会を増やし、心豊かな子どもたちを育むことを目的として、日高町食生活改善推進協議会が主体となって平成 19 年度に実施した。	●開催に向けて支援する。	住民福祉課
食育推進教室	食事は人生の根幹であることから、若年者のうちから好ましい食習慣を身につけることにより、正しい人間形成を図ることができ、子どもたちが健やかに成長することを目的に、日高町食生活改善推進協議会が主体となって保育園児を対象に実施した。平成 20 年度:30 人(比井保育所)	●継続して、様々な場面で食育活動を推進する。	住民福祉課
学校給食での食育活動の推進	学校給食を平成 16 年度から実施している。地産地消をめざした取組みを展開している。	●継続して取り組む。	教育課

② 乳幼児医療に関する取組み

今後もかかりつけ医の定着をさらに図り、夜間・休日の医療体制に関する情報、小児救急電話相談事業（#8000）を町の広報や役場お知らせ、パンフレットや健診機会を活用して周知を徹底します。

小児医療に関しては、子育て家庭の不安感・負担感が大きいことから、妊婦医療費助成事業と乳幼児医療費の助成制度を継続実施し、適切な利用を促進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
妊婦医療費の助成	妊娠届け受理日から、出産完了日までの間、産婦人科で受けた診療のうち、保険適用分の自己負担額を助成する。平成 20 年度:62 人、447 件	● 継続して実施する。	住民福祉課
乳幼児医療費の助成	小学校3年生修了時までの児童に対し、診療にかかる費用のうち、保険適用分の自己負担額を助成する。平成 20 年度:530 件(県補助)、271 件(町単分)	● 町単独で、平成 22 年度より中学 3 年生までに拡大して実施。	住民福祉課
小児救急体制に関する周知	医療体制については、広報ひだか、役場お知らせ、町 HP で周知を図っている。事故防止は健診等で啓発している。	● 健診での事故防止の啓発、夜間・休日の医療体制について周知を図る。 ● 小児救急電話相談事業（#8000）の周知を図る。	住民福祉課

【2】子どものための子育て支援の輪づくり

●主な課題●

- 町内3つの町立保育所に、ほとんどの子どもが通っている。随時入所を受け付け、保育所では地域との交流活動、交通安全なども含めて多様な保育内容となるように取り組んでいる。アンケートでは情報提供や保護者との連携など側面的な充実を望む声もみられることから、保育の質の向上を図る必要がある。
- 急用の場合なども含め、身近に子育てを手伝ってくれる人がいない、子育てのことを気軽に相談できる人がいない、近所に同年代の子どもがいないことで、孤立した子育てが不安を増大させる傾向がある。これは特に保育所に通う前の子育て家庭で多く、側面的な支援が求められる。
- ひとり親世帯の増加、障害をはじめ、児童虐待や家庭問題などで支援や関わりが必要なケースが増えることが見込まれる。このためのネットワークづくりが課題である。

●具体的な取組み●

(1) 多様な保育ニーズへの対応

就学前児童の家庭以外の保育場所として、保育所で様々な体験による育ち支援と生活習慣の定着を図ります。また、利用状況と保護者の保育ニーズを把握して、保育の質の向上を図ります。

利用者の保育ニーズと利用状況を詳細に把握して、子どもの育ちを支援する保育サービスを推進します。通常保育では低年齢児の受け入れ体制の拡充、延長保育、病児保育を継続して実施するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の実施をめざします。

0歳児からの受け入れができる体制となり、今後も、各保育所で保育内容の充実とともに、保育所間の連携、内部評価の導入を図りながら、子どもの育ちの支援と子どものための保育を推進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
保育所(通常保育)※	共働きなどで、保育にかける子どもを保育所において保育する。 町内では、内原・志賀・比井の3保育所があり、いずれも町立(公立)保育所である。平成 17 年度には志賀保育所で0歳児からの保育を開始、施設整備済み。バスでの送迎あり。保育時間は7時 30 分～19 時までで延長保育を実施。 平成 20 年度:281 人(内広域入所:27 人)	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児(0歳児、1歳児、2歳児)の入所希望者が増えており、部屋の改築を行い、低年齢児の受け入れ体制を拡充し、平成 22 年度には定員を倍増させる。 ●保育サービスの充実が今後の課題であり、運営方法について継続して検討する。 	住民福祉課
延長保育事業※	3保育所で 19 時までの延長保育を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。 ●20 時以降の夜間保育についてはサービスの必要性についてニーズ把握に努める。 	住民福祉課
一時預かり事業※	保護者の就労や急用等、育児疲れの解消などで就園前の子どもを一時的に預かるサービスで、町内保育所では未実施である。	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急の保育に対応できる一時保育を平成 22 年度から実施する。 	住民福祉課
病児病後児保育※	入院を必要としない程度の症状で、病気の急性期～回復期にあたり家庭や集団生活での保育が困難な子どもを一時的に預かる事業。平成 20 年度より御坊市、由良町と合同で、北出病院内で実施している。平成 20 年度:延 27 人利用。	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスについての周知を図る。 ●日高管内の自治体に参加を呼びかけ、利用人数の拡大を図る。 	住民福祉課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)※	児童を養育している家庭の保護者が、疾病などの社会的な理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び暴力などが起因で緊急一時的に保護を要する場合などに、児童福祉施設等において児童を一時的に養育及び保護する。平成 20 年度:1 人利用。	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して必要な場合に利用できる体制を確保する。 和歌山市内の児童養護施設を利用する体制となっており、利用についての相談等に適切に対応する。 	住民福祉課

※国の示す保育事業(以下同様)であり、目標量は関係資料を参照。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
学童保育所※	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的に平成19年9月に設置。</p> <p>町内全小学校が対象で、月曜日から土曜日までで、平日は授業終了後から午後6時まで、土曜日は8時30分から午後6時まで開所している。</p> <p>学校から学童保育所まで送迎し、帰りは保護者が迎えに来ている。一部、高学年の利用もみられる。</p> <p>平成20年度:19人が利用。平成21年度からは定員を30人に拡大。</p>	<p>●平成22年度の利用見込みは定員上回る見込みで、利用ニーズが増大している。現在の施設では定員30人程度が限度と考えられるので、新たに学童保育所の場所、実施方法等について検討する。</p>	教育課
保育の質の向上	<p>内部評価等を実施している。</p>	<p>●保育の質の向上アクションプログラムを作成し、各保育所での取組みを支援する。</p>	住民福祉課

(2) 地域子育て支援の推進

子育ての側面的な支援として、地域の子育て活動、親子の仲間・居場所づくり、子育てに関する情報など、子育て支援のネットワークを広げます。

① 地域子育ての推進

保育所通所前の子どもと親が集まる場を確保し、その親の子育てに関する不安を取り除くための機会として、親子の居場所と地域子育て活動の場を増やします。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
子育て広場	子育ての正しい知識の普及とともに子どもや親同士の交流を図るために、平成13年度より実施。実施回数は年12回、妊婦から乳幼児と保護者を対象に開催している。子どもの心身の発育・発達を感じると同時に、親同士の仲間づくりの場となっている。平成20年度:延465人が参加。	● 内容等を検討しながら、継続して実施する。	住民福祉課
親子ふれあい教室	子どもの健やかな成長・発達を支援し、親が安心して楽しく子育てできるように支援するため、平成10年度より実施。実施回数は1クール3回×2コースの計6回、2歳児の子どもと保護者を対象に実施。内容は、親子遊び、お散歩、クッキング、育児についての話等である。子どもの成長に伴うお手伝いなど生活への参加について、親の意識にも働きかけることができていると思われる。平成20年度:77人が参加。	● 実施方法等検討しながら継続して実施する。	住民福祉課
地域子育て支援センター事業※	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた保育資源の情報提供などを実施する。町内には未設置である。	● 地域のニーズを把握しながら、子育て支援センター1か所の確保を目標とする。	住民福祉課

② 相談・情報提供の充実

保健・福祉・教育など子どもと子育てに関する手続きは、各担当でも対応していますが、住民福祉課が主な窓口となっており、各担当で連携を図りながら利用を促進します。

子育てに関する情報を得ることは、子育ての不安の軽減につながることから、広報やホームページの有効活用を促進するとともに、子育て関連の情報をまとめた情報紙の作成に取り組みます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
子育て支援相談窓口	子育てに係るすべての相談事業を引き受ける一元的な相談窓口を住民福祉課に設置し、各種相談に対応する。	●各課と連絡・調整を図りながら、相談しやすい窓口になるよう努める。	住民福祉課
子育てに関する情報の提供	毎月の広報ひだか、町ホームページ等で情報提供に努めている。	●情報提供方法について検討する。 ●子育て関連の情報紙の作成について検討する。	住民福祉課

③ 子育て費用負担の軽減

すべての子どもと子育て家庭の支援の視点から、子育て費用の経済的な負担を軽減する子ども手当などについて、制度に基づき適切な利用を促進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
子ども手当(児童手当)の支給	児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資すること目的とする。平成20年度:820人に支給。	●平成22年度からは子ども手当として、中学修了までの子どもに支給予定であり、国の制度に基づき、適切な実施を図る。	住民福祉課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒について、学用品費等必要な援助を行う。平成20年度は、準要保護36人に支給。	●継続して実施する。	教育課
保育料の減免制度	世帯の所得に応じて、国の基準よりも低い水準で設定している。	●継続して実施する。	住民福祉課

(3) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

障害をはじめ、養育・家庭生活などで様々な課題を抱えて支援が必要な親子に適切に対応できる体制を確保します。

① ひとり親家庭の支援

児童扶養手当とひとり親家庭児童激励金支給事業等の適切な利用を促進します。あわせて、ひとり親世帯が微増しており、ひとり親家庭の自立支援に向け、関係機関と連携して必要な生活支援、就業支援、各種相談に対応します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
児童扶養手当の支給	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。平成 20 年度：68 人に支給。	<ul style="list-style-type: none">● 国の制度に基づき、促進する。● 平成 22 年度より父子家庭へ対象が拡大することとなっており、適切な対応に努める。	住民福祉課
ひとり親家庭児童激励金支給事業	疾病等で父又は母の死亡及び離婚によってひとり親家庭となった家庭の児童を激励し、健やかな育成を目的とする。児童1人につき、月額 2,000 円を支給。平成 20 年度：125 人に支給。	<ul style="list-style-type: none">● 継続して実施する。	住民福祉課

② 障害のある子どもの自立支援

障害などで支援が必要な子どもが成長段階に応じて、療育や生活支援などにより自立にむけた支援を推進します。また、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ特別支援教育に必要な体制を確保します。また、身体的・知的な障害だけでなく、学習障害や自閉症など発達障害を抱える子どもへの支援について、関係課及び関係機関と連携した対応に努めます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
障害福祉サービスの推進	生活支援などに必要なサービスとして障害福祉サービス(地域生活支援事業)を実施。 在宅の重度障害児・者の日常生活の便宜を図るため、浴槽・訓練用ベッド等必要な日常生活用具、必要な補装具を給付する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度に基づき、施設サービスの適切な利用を図る。 ● 生活支援の観点から、適切な利用を促進する。 	住民福祉課
特別児童扶養手当	心身に中程度の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している者に支給される制度である。	● 制度に基づき継続して実施する。	住民福祉課
障害児福祉手当	重度障害で常時介護を要する20歳未満の在宅者に支給される制度である。	● 制度に基づき継続して実施する。	住民福祉課
和歌山県在宅重度障害児福祉手当	重度障害で常時介護を要する20歳未満の在宅者に支給される制度である。	● 制度に基づき継続して実施する。	住民福祉課
特別支援教育就学奨励	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために援助を行う。20年度:5名	● 制度に基づき継続して実施する。	教育課
日高町心身障害児福祉手当	20歳未満の身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上の所持者、精神障害者保健福祉手帳所持を養育する保護者に、心身障害児の福祉向上を図るために支給する町単独の福祉手当である。	● 経済的負担等を軽減し、障害のある子どもへの支援として継続して実施する。	住民福祉課
障害児保育	3保育所で受け入れられる体制をとっている。	● 障害児の療育体制の確保を図るとともに、保育所での受け入れ体制を継続して確保する。	住民福祉課
特別支援教育の推進	特別支援学級の設置、特別支援員を配置して学校生活を支援している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設のバリアフリー化に努める。 ● 特別支援教育の運営について、介助員の配置等の体制を確保する。 	教育課
地域自立支援協議会を中心としたネットワークの形成	障害者自立支援法の施行により、自立を支援するネットワークとして圏域で自立支援協議会を設置し、連絡・調整が円滑に行えるようになってきた。	● 圏域の自立支援協議会を中心に、関係機関とのネットワークを深め、支援体制の拡充を図る。	住民福祉課

③ 課題を抱える子ども・家庭への対応

子どもの心のケア、いじめや不登校対策などは、学校・関係課・関係機関が連携して対応します。また、児童虐待は潜在的で身近にありうる問題となっており、子どもが一人の人間としての尊厳を侵される危険のある問題に対して防止と対応力のある支援体制を確立します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止等に関わる法律が施行され、町と住民の責務を果たし、児童虐待の防止と適切な支援を図る体制づくりが急務である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止ネットワークを組織し、防止対策と支援対策が的確に行えるように、連携・調整を図る。 ● 児童虐待にとどまらず、子育て支援の観点から多問題を抱える子どもと家庭を支援する体制の確保について検討する。 	住民福祉課
「心の教室相談員」の設置	日高中学校に1人(非常勤)を配置し、思春期における精神的に不安定な生徒、心に悩みを持つ生徒に対し、カウンセリング等を行い、生徒の心の安定を図る。校舎1階玄関横に「心の教室相談室」を設置し、相談員を配置して生徒が自由に出入りできる状況をつくらせている。(1日4時間、年間420時間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 気軽に相談でき、一人ひとりに適切に対応できるように努める。 	教育課



【3】子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり

●主な課題●

- 年齢が異なる子どもとの活動、地域の大人と共に活動する機会が少なくなり、子どもの育ちに直接的な影響があるといわれている。これまでも社会教育活動のなかで、地域の協力を得ながら体験活動等を実施しており、今後は多面的な視点で体験活動や子どもたちの活動を拡充して参加を促進する必要がある。
- 学校教育指導要領の改訂などでも、心身の健やかな成長に様々な体験や交流が必要と再認識されている。教育内容の充実を図るとともに、体験・交流という視点で、地域を知り、交流できるような体験活動などを取り入れている。

●具体的な取組み●

(1) 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

地域の大人や異年齢の子どもと学び、家族や日高町のよさを知り、自立を促進する取組みとして、地域の協力を得ながら多様な体験活動を展開します。

① 次世代育成と若者の自立の支援

次代の親の育成、若者の自立支援のため、生命の尊さ、家庭や人間関係の大切さを学ぶ機会、仕事や自分の今後を考える機会となる体験機会を拡充します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
思春期体験学習	乳幼児とのふれあいを通して、生命の尊さや愛、父性母性の育成を図るため中学3年生を対象に実施している。乳児とのふれあいだっこ体験、離乳食試食、妊婦体験、たばこの害や中学生の食事について等の内容を取入れている。参加した生徒にはアンケートを行っている。平成 20 年度:2回実施、中学生 63 人が参加。	● 継続して実施する。	住民福祉課
中学校職場体験	町内の職場での勤労体験を通じて、働く目的や意義またその厳しさについて理解し、職場に対する関心を深める目的で実施している。中学1年生は町内事業所に職場訪問し、事業内容等、調べ学習を実施。2年生は町内事業所に3日間職場体験する。	● 継続して実施する。 ● 事業所・職種などの拡充、職場体験機会の拡充などを検討するとともに、町内事業所へも啓発と協力を図る。	教育課



② 多様な体験活動の推進

子どもが多様な体験・活動により、個性と可能性を伸ばし、地域の人と接することにより、人間性豊かな人格を形成して自立できるように、保護者をはじめ地域の人や組織が関わりながら、多様な体験・活動の機会を拡充します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
公民館分館事業 ・星空観測会	教科書の星や月だけではなく、本物の夜空に輝く星や月を実際にみて、感じて、楽しむ体験をして、少しでも宇宙に興味をもってもらうために実施。対象者は誰でも参加でき、無料とした。平成 20 年度:80 人が参加。 学校を通じて案内チラシを配布、中学校にはポスターを掲示。町内放送、ケーブルテレビ掲載などで参加を呼びかけているが、参加者が少ない。	●学校と連携して多くの子ども達に参加してもらえるように取り組む。	教育課
青少年自然体験事業・磯観察会	児童自身が磯の生き物を実際に見たり触ったりして、町内の海にどのような生き物が生息しているかを知るとともに、生き物への興味を持たせること、また、町内の自然に親しむ機会をつくり、日高町の自然のすばらしさを感じてもらうことを目的に、磯の生き物の話と磯の生き物調査の内容で実施。対象は小学生及び保護者。平成 20 年度:参加者 49 人	●継続して実施する。	教育課
青少年自然体験事業・アサギマダラ観察会	渡りチョウ「アサギマダラ」の生態学習やマーキング調査を通して、自然と生命の尊さを感じてもらうこと、自然の中で遊ぶことの楽しさや生き物への興味を持ってもらうこと、日高町西山に飛来する理由などから、町の自然環境のよさを知ってもらうことである。実施内容は①小学校コンピューター教室で、アサギマダラの生態やマーキング方法等を学習、②西山ピクニック緑地周辺でのマーキング調査、③インターネット上のアサギマダラ情報ネットワークへの登録・情報発信。平成 20 年度:参加者 14 人	●継続して実施する。	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
<p>地域で子どもを育てる体制整備事業・学社支援ボランティアセンター設置</p>	<p>青少年の体験活動・ボランティア活動等、様々な活動の場や機会の充実・推進を図ることを目的に同運営委員会を設け、運営のための協議を行っている。また、コーディネーター3人を配置、毎週月曜日、中央公民館1階センター事務室に駐在。主な事業は子ども情報誌の発行、学校や公民館のおはなしの会、おはなし勉強会、図書室ボランティア活動の運営等である。公民館子ども教室も学社支援ボランティア中心に運営、共催事業として実施している。</p>	<p>●学社支援ボランティアの自主運営活動として継続して実施されるように支援する。</p>	<p>教育課</p>
<p>日高町青少年補導連絡協議会：青少年と大人の交流活動</p>	<p>会員と青少年が直接ふれあえる機会を持つことで、青少年健全育成の推進を図る事を目的に「ふれあいトーク」と「コマ回し教室」の2事業を実施している。「ふれあいトーク」では会員と日高中学校3年生が総合学習の時間を利用し、共通のテーマについて話し合うことでお互いを知る機会とする。また、「コマ回し教室」では会員が町内の小学1～6年生にコマの回し方やコマを使った技等を指導し、気軽にふれあう機会とする。平成20年度：コマ26人、ふれあいトーク65人が参加。</p>	<p>●継続して実施する。</p>	<p>教育課</p>
<p>スポーツ少年団活動</p>	<p>野球、バレーボールなどのスポーツ活動が行われている。</p>	<p>●継続して活動を支援する。</p>	<p>教育課</p>

(2) 生きる力を育む教育環境の充実

学力・体力と人間性など生きる力を育てるために、教育環境の充実を図ります。あわせて、地域に開かれた学校運営をめざします。

① 教育内容の充実

児童生徒の状況等を把握しながら、今後は地産食品を取り入れたり、栄養に配慮した学校給食をさらに促進し、定着を図ります。

社会変化に対応しうる教育内容となるように、国際化や情報化に対応した学習内容、総合的な学習活動、体力づくりに各学校で取り組んでおり、今後も各学校で工夫をしながら教育内容の充実を図ります。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
学校施設の耐震改修	全校耐震化改修工事を完了した。	●学校施設の安全性の確保に努める。	教育課
学校給食	児童・生徒の心身の健全な発達を目的とし、食生活の改善に寄与する。町内3小学校・1中学校において、平成16年度の10月から民間委託、給食・弁当選択方式で実施。平成20年度:延140,508食	●継続して実施。	教育課
外国語指導助手招致事業	生きた英語を学ぶ機会として、中学校においてティームティーチングとして授業をし、小学校においては月曜日(内原小学校)、火曜日(志賀小学校・比井小学校)に訪問して実施している。	●継続して実施する。	教育課
総合的な学習に対する補助	社会見学・校外学習・体験学習の講師謝礼金等として各学校の補助を行っている。	●継続して実施する。	教育課
体育文化活動派遣補助	特別活動に対し、補助等を行う。現在は中学校のクラブ活動に係る経費を補助・小学生の連合運動会の実施。	●継続して実施する。	教育課

② 開かれた学校づくり

学校評議員制度はより有効な活用方策を検討し、地域に学校を知ってもらい、地域の協力を得られる学校運営に取り組みます。そして、子どもたちの学校生活に対する満足度を高められるように、教員の研修や勉強会、地域の協力による行事や学習活動を取り入れるとともに、心のケア・相談などへの対応力を高めます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
学校評議員	開かれた学校づくりを推進していくため、学校評議員を設置し、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べる。平成 20 年度:各小学校1回、中学校5回	● 継続して実施する。	教育課
学校開放	体育・文化の振興において各学校の屋内運動場、屋外運動場を開放している。屋内運動場は社会体育で一般住民が使用しているが、屋外運動場に関しては、少年野球で使用している。平成 20 年度:延 31,751 人が利用。	● 継続して実施する。	教育課



【4】親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

●主な課題●

- 車社会の定着や社会経済活動の複雑化に伴い、子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことが増え、保護者の不安も増大している。
- 毎日の生活の視点から、生活環境全般のハード面の環境とあわせて、意識や考え方などソフト面の環境を考え、次世代育成支援を推進することが課題である。

●具体的な取組み●

(1) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保に向け、地域で地域の子どものを守るための安心活動、児童健全育成活動を展開します。

① 地域の安全活動

社会経済が複雑化し、子どもたちが事故や犯罪の被害に遭う事例が増えています。子どもの安全の確保に向けて、青少年総合対策本部や家庭・学校関係機関・地域が連携し登下校時の見守り活動やきしゅう君の家活動などが取り組まれており、その体制・活動が円滑に機能するように推進・支援します。



施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町青少年総合対策本部:「きしゅう君の家」指定及び協力依頼活動	児童・生徒が登下校時に犯罪の犠牲とならないために、自営業、個人宅を中心に町内112戸(平成21年4月現在)を緊急避難場所として「きしゅう君の家」に指定し、ステッカー、立て看板等を掲示している。また、定期的に協力依頼を行っている。	● 継続して実施する。	教育課
日高町青少年総合対策本部:「きしゅう君の家」児童・生徒への指導	「きしゅう君の家」の町内一覧表を作成し、各学校に掲示している。また、高家・比井両駐在を講師として各学校の朝礼の時間に「きしゅう君の家」の役割、避難方法を簡潔に説明してもらう。平成20年度:1回。	● 継続して実施する。	教育課
日高町青少年総合対策本部:「ネットきしゅう君」	「移動するきしゅう君の家」として、町内を通常業務で巡回する内原郵便局集配用車両、グリーン日高農業協同組合外交用車両、町役場公用車にステッカーを貼り、「ネットきしゅう君」として指定している。もし巡回中に児童・生徒の緊急事態に遭遇した場合、速やかに保護、連絡等をしてもらうよう各機関職員に代表者を通じ依頼している。平成20年度:40台	● 関係各所と連携を取り、継続して実施する。	教育課
「防犯ブザー携帯中」シール配布	新入学児童を対象に防犯ブザーを配布している。それに伴い、防犯ブザーを配布済みの児童に「防犯ブザー携帯中」のシール(直径約10cm、蛍光)をランドセルに貼るように配布している。	● 新入学児童には防犯ブザーを配布し、配布済みの児童にはシールを配布し、安全に対する意識を啓発する。	教育課
日高町青少年総合対策本部:青少年対策ネットワーク連絡及び対応体制	不審者出没や事故等、児童・生徒の緊急事態が発生した場合、迅速に対応できるよう、関係機関代表者及び担当者の電話番号、連絡の流れを一枚にまとめ各学校に配布している。また、不審者・変質者が出没した際、関係職員の対応方法をマニュアル化し、担当職員が変わった場合等でもスムーズに対応できるようにしている。	● 関係各所と連携を取り、継続して実施する。	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
交通安全教室	保育園児を対象に、警察署員の協力を得て、交通安全の指導を行っている。各保育所で毎年度実施。	●継続して実施する。	住民福祉課
交通安全対策	小中学校において、年1回、警察署員・町交通指導員の協力を得て、交通安全についての知識を指導してもらうため、交通安全教室を実施している。通学路安全については、危険性がある箇所(道路等)を関係各課の協力を得て整備をし、安全確保に努めている。	●継続して実施する。	教育課
交通安全活動	交通事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、交通指導員(10人)が通学・通園路における児童・生徒及び園児の交通指導、ヘルメット(中学生)の正しい着用などを街頭で指導している。	●通学路などでの交通指導、定期的な交通安全活動と啓発活動を継続して支援する。	総務政策課
見守り活動	各学校のPTAと地域住民が協力して日常の登下校や台風の接近時などに子どもたちの安全確保のため、見守り活動を行っている。	●地域の協力を得ながら継続して実施する。	教育課

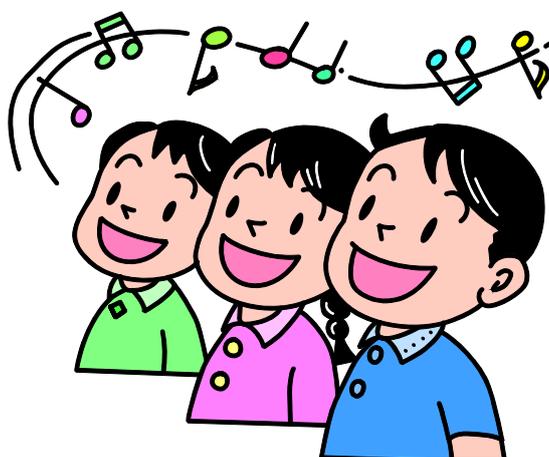


② 児童健全育成活動

日高町青少年総合対策本部と PTA 連絡協議会が連携して、安全・安心パトロールを行い、子どもの安全確保に努めます。児童健全育成と非行防止のため、パトロール活動を継続して行います。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
安全・安心パトロール	現在、児童・生徒が登下校中に不審者の被害に遭った場合、町補導委員、学校教職員、教育委員会職員が一体となり、相互の連携を行いつつ、現場への緊急パトロールや長期的対応体制として、出没現場を中心とした巡回パトロールを行っている。	●平成 17 年度から新規事業として、青少年総合対策本部と町 PTA 連絡協議会が連携し、児童生徒の安全確保に向けて安全・安心パトロール活動を実施する。	教育課
日高町青少年補導連絡協議会	御坊広域補導センター委嘱の補導委員、生徒指導担当職員、町内駐在所警察官、補導センター日高町担当職員、各学校PTA会長で構成され、下記主要事業の他に、青少年健全育成懇談会等を開催し、青少年健全育成、特に非行防止に重点を置いた活動の推進を図ることを目的とする。	●補導センター等、関係機関と連携を取り、継続して実施する。	教育課
日高町青少年補導連絡協議会：パトロール	毎年7月から9月の第2・4土曜日に定期パトロール(22時から1時間30分程度)、夏休み期間中に愛のパトロール(13時30分～17時)及び夏休み夜間パトロール(22時から1時間30分程度)、春休み期間中に春休みパトロール(22時から1時間30分程度)を実施している。毎回会員2人と教育委員会職員1人の計3人で町内の重点箇所を中心にパトロールを行い、青少年の深夜徘徊、虞犯行為等に対しての声かけを行っている。	●補導センター等、関係機関と連携を図り、継続して実施する。	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
日高町青少年総合対策本部	本部長(町長)、副本部長(副町長、教育長)以下本部員・推進員で構成され、毎年本部長が本部員・推進員の委嘱を行い、青少年対策基本方針等の議事について協議する。その他、青少年関係機関の連絡提携、青少年健全育成及び非行防止に係る施策を総合的に企画、調整し、効果的かつ強力に推進を図ることを目的とする。	● 関係機関と連携を取り、継続して実施する。	教育課



(2) 子育てを支援する生活環境の整備

子ども連れが外出しやすく、暮らしやすい生活環境となるように、重要性をふまえて必要な整備を促進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
通学路の整備	交通事故などの発生する危険性が特に高いと認められる箇所に、防護柵・道路反射鏡・街路灯の交通安全施設を設置し、道路環境の整備に努めている。平成 16 年度実績：防護柵 153m、道路反射鏡 5 基、街路灯 18 基を設置。	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路は、危険性が高い箇所から優先して交通安全施設の設置などを行い、道路環境を整備促進する。 	総務政策課
福祉のまちづくりの推進	住民誰もが安心して安全に外出・移動ができるよう、ユニバーサルデザインの視点で、公共施設や道路などの改善・改良を推進するとともに、不特定多数が利用する民間施設についてもその改善・改良を働きかけていく。	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインの視点に立って、すべての人にやさしいまちづくりに取り組むとともに、民間施設に対しても働きかける。 ● 福祉的配慮のあるトイレ、スロープなどの公共施設の位置などの周知を図る。 	住民福祉課

(3) 子どもと子育てをみつめる地域づくり

親が子どもに向かい合い、地域が親子をみつめる地域づくりをめざして、理解を深め啓発を図ります。

① 地域のふれあい活動の推進

高齢者と子ども、地域の大人と子どもが共に活動したり、交流する機会を増やして、地域が子どものことを知る機会となるように努めます。地域のふれあい活動が地域活動の活性化を図り、子どもたちも地域の一員として協力する気持ちが育つように努めます。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
お遊戯会の発表会	日高町保健福祉総合センターにおいて、デイサービスにきているお年寄りに、保育園児が日頃がんばって会得したお遊戯を披露し、世代間交流を図っている。各保育所で毎年度実施。	● 継続して実施する。	住民福祉課
日高町ふれあい祭り(老人と子どものふれあい活動)	ふれあい祭り開催時に老人クラブ会員が「老人と子どものふれあい」コーナーを設け、竹細工をつくり、子どもたちとの交流を図る。平成20年度:約250人の子どもに竹とんぼを配付。	● 高齢者が子ども達に工芸を伝え、子どもと高齢者がふれあう機会として、継続して実施する。	住民福祉課
社会福祉施設の地域化・ふれあい活動	町内にある高齢者施設や障害者施設でのふれあい活動。	● 共に暮らす地域・人づくりをめざし、ふれあいや交流の場を確保する。	住民福祉課

② 人づくり・地域づくり活動

子育てしやすい町、子どもの成長・教育により町をめざした地域を目標に、町全体で取り組むことが課題となっています。地域は子どもと接することで子どもと子育て家庭を理解し、そして、子どもたちが地域に元気を与えてくれる町をめざし、住民・地域・事業所なども含めて子どもと子育てに関する意識を深めるための啓発活動とふれあい活動を推進します。

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
人権意識の高揚	<p>人権意識の高揚を図るため、人権尊重推進委員会、人づくりまちづくり推進会、教育機関、各種団体などとの連携を強化し、学校教育や生涯学習、職場などのあらゆる機会や場を活用し啓発活動など意識高揚に努める。</p> <p>啓発グッズ(カレンダー、ボールペン等)を作成して街頭啓発し、活動を通じて地域住民の理解と協力を得られるよう、人権意識の高揚を図る。</p> <p>法務局より球根プランターを町内の小学校に配布され、子どもたちが花を育てることを通じて人権意識の高揚を図り、また人権の花コンテストに参加する等の活動を行っている。</p>	<p>● 継続して推進し、活動支援に努める。</p>	住民福祉課
男女共同参画社会の推進	<p>平均寿命の伸長や教育水準の向上により、個人の価値観が多様化し、結婚や出産などにとらわれず働くことを選択する女性が増加している。そこで、男性も女性も互いに人間としての個性や生き方を尊重し、職場、地域、家庭などにおいて、男女がその能力を十分発揮し、心豊かな生活を送れる社会の形成を目的に、本町では女性の抱える問題や課題などに関する学習の機会・場の設定、情報・資料の提供などを行っている。</p>	<p>● 男女共同参画社会の実現に向けて、学習機会の拡充、啓発活動を推進する。</p>	住民福祉課
「地域のふれあい活動」「あいさつ運動」の推進(日高町青少年総合対策本部)	<p>青少年をとりまく環境の変化に対応し、行政と地域の連携強化を図り、子どもたちに関わるための具体的な活動に取り組む必要がある。</p>	<p>● 地域ふれあい活動とあいさつ運動を継続して実施する。</p>	教育課

施策・事業	現状・内容	今後の取組み・目標	担当課
働き方の見直し、仕事・家庭・子育ての両立支援	生涯学習や地域活動などを通じて啓発し、考える機会をもってもらえるように働きかけることが課題である。	● 関係機関との連携を図り、住民・事業所などに啓発する。	住民福祉課 教育課
次世代育成支援の推進体制の確保	次世代育成支援の考え方を広め、計画の着実な推進を図ることが課題である。	● 子育て支援のネットワークづくりと連動して、次世代育成支援の進捗状況の定期的な点検と、地域の意見を聴取しながら推進する体制を確保する。	住民福祉課 関係課





關係資料

日高町内の保育施設における質の向上のための アクションプログラム

策定趣旨：

保育所保育指針が公布され、保育施設での保育の質の向上を図るための各種取組みを町が支援するため、国のアクションプログラムをふまえ、次世代育成支援行動計画と連携を図りながら、当アクションプログラムを示す。

実施期間：

平成 22 年度から平成 24 年度までとする。（国のプログラムが平成 24 年度までである。）

具体的な施策

（１）保育実践の改善・向上

常に、保育内容や方法を見直し、改善・向上を図る。

①自己評価の推進

国の作成する「保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドライン」をもとに、保育現場での自己評価に活用する。

②保育実践の改善・向上の支援

国や事業所などで進めている、保育実践上の課題に関する調査研究資料を入手し、保育士の取組みに活用する。

③情報技術の活用による業務の効率化

保育所の業務の効率化を図るため、パソコン等の活用を促進する。

④地域の関係機関との連携

町は地域の実情等に応じ、町立保育所、小学校、子どもクラブ、要保護児童対策地域協議会など、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図るよう支援する。

（２）子どもの健康及び安全の確保

町立保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。

①保健・衛生面の対応の明確化

国の作成する「保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドライン」をもとに、保育現場で迅速に対応できるように協議しておく。

②専門的職員の確保

体調不良の子どもへの対応に努めているが、健康面の対策を推進するため、看護師等の専門的職員の確保に努める。

③嘱託医の役割の明確化

子どもの健康支援等に当り、嘱託医が十分に役割を果たせるよう、業務の明確化を図る。

④支援が必要な子どもの保育の充実

障害等で支援が必要な子どもの保育に関して、町立保育所と関係機関等との連携が適切に図れるよう支援する。

⑤地域の関係機関との連携

町は地域の実情等に応じ、町立保育所、要保護児童対策地域協議会、母子保健推進員など、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図るよう支援する。

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

質の高い人材の確保を図る。

①研修の充実

国が作成する「保育所の職員に対する研修を体系化したガイドライン」を参考に、職員の研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家の活用に努める。

②保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の検討

国では保育士の資格、養成の在り方の見直しを検討する予定となっており、これに基づき、必要な対応を講じる。

(4) 保育を支える基盤の強化

(1)～(3)の保育環境の充実を図るための支援体制等を確保する。

①評価の充実

国が作成する「保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドライン」に基づき、自己評価及び学校関係者等評価委員会での評価を行う。

②専門的な人材や地域の多様な人材の活用

町立保育所が保育実践に関する専門的な人材や地域における子育て支援に関する多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取組みを行うことができるように、人材の確保や必要な調整などに努める。

③保育環境の改善・充実のための財源の確保

町立保育所の取組みを支える保育環境の改善・充実を図るため、必要な財源の確保に努める。

特定保育事業の主な指標（国の示す事業）

国の補助金対象事業である特定保育事業の概要は以下のとおりです。また、目標値の検討にあたっては、平成21年度に実施したアンケート調査により、子育て家庭の潜在的就労ニーズや、各種保育サービスに関するニーズと計画期間の推計児童人口をふまえて検討しました。

		平成21年度 見込み	平成26年度 目標値	備考
3歳未満児	認可保育所(保育所)	50人	55人	低年齢児の保育体制の充実。
	家庭的保育事業利用	10人	5人	
3歳以上児	認可保育所(保育所)	213人	215人	町内3保育所を中心に利用。
	家庭的保育事業利用	10人	0人	
特定保育事業(週何日かの保育所利用)		0か所	0か所	通常保育で対応。
延長保育事業(19時までの保育)		3か所	3か所	3保育所で実施。
夜間保育事業(20時以降の保育)		0か所	0か所	利用ニーズは全体的には低調だが、ニーズの把握を継続して行う。
トワイライトステイ事業(22時以降の保育)		0か所	0か所	
休日保育(日曜・祝日の保育)		0か所	0か所	
病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)		1か所	1か所	広域で確保している。定員4人。
一時預かり事業		0か所	1か所 200日	計画期間に保育所での実施をめざす。
ショートステイ事業(宿泊を伴う預かり)		0か所	0か所	町内には確保していないが、和歌山市内の児童養護施設と委託契約により確保している。
放課後児童健全育成事業		1か所 30人	1か所 50人	利用者は増加傾向であり、実施場所等を検討し、受入れ体制の拡充を図る。
放課後子ども教室		0か所	0か所	放課後児童健全育成事業で対応。
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)		0か所	1か所	計画期間に開設をめざす。
ファミリー・サポート・センター事業		0か所	0か所	利用ニーズを把握する。

●アンケート調査による保育ニーズ

(上段:件、下段:% 以下同様)

保護者の現在の就業状況及び就労ニーズを加味した家族類型

現在		年齢別				
		全 体	0～2歳	3～5歳	1～3年生	無回答
両親の就業状況別	全 体	530 100.0	112 100.0	198 100.0	219 100.0	1 100.0
	タイプA(ひとり親)	33 6.2	4 3.6	10 5.1	19 8.7	-
	タイプB(フルタイム×フルタイム)	79 14.9	15 13.4	34 17.2	30 13.7	-
	タイプC(フルタイム×パートタイム)	162 30.6	14 12.5	65 32.8	83 37.9	-
	タイプD(専業主婦(夫))	175 33.0	63 56.3	52 26.3	60 27.4	-
	タイプE(パート×パート)	-	-	-	-	-
	タイプF(無業×無業)	1 0.2	1 0.9	-	-	-
	タイプG(その他)	72 13.6	13 11.6	33 16.7	26 11.9	-
	無 回 答	8 1.5	2 1.8	4 2.0	1 0.5	1 100.0

未就労の保護者のうち「1年以内に働きたい」を加味した潜在的家族類型		年齢別				
		全 体	0～2歳	3～5歳	1～3年生	無回答
潜在家族類型	全 体	530 100.0	112 100.0	198 100.0	219 100.0	1 100.0
	タイプA(ひとり親)	33 6.2	4 3.6	10 5.1	19 8.7	-
	タイプB(フルタイム×フルタイム)	96 18.1	21 18.8	44 22.2	31 14.2	-
	タイプC(フルタイム×パートタイム)	173 32.6	17 15.2	67 33.8	89 40.6	-
	タイプD(専業主婦(夫))	146 27.5	54 48.2	39 19.7	53 24.2	-
	タイプE(パート×パート)	1 0.2	-	1 0.5	-	-
	タイプF(無業×無業)	1 0.2	1 0.9	-	-	-
	タイプG(その他)	72 13.6	13 11.6	33 16.7	26 11.9	-
	無 回 答	8 1.5	2 1.8	4 2.0	1 0.5	1 100.0

今後の保育利用意向（就学前児童保護者）

0～2歳		保育利用意向[%・複数回答]								
		全 体	保育所	幼稚園	町外の幼稚園 または保育所	事業所内保 育施設	その他の保 育サービス	利用希望なし	幼稚園(預か り保育)	無回答
両親の就 業状況別	全 体	112 100.0	70 62.5	7 6.3	9 8.0	1 0.9	12 10.7	17 15.2	3 2.7	7 6.3
	タイプA(ひとり親)	4 100.0	2 50.0	-	2 50.0	-	1 25.0	-	-	-
	タイプB(フルタイム×フルタイム)	15 100.0	11 73.3	-	3 20.0	-	1 6.7	-	-	1 6.7
	タイプC(フルタイム×パートタイム)	14 100.0	9 64.3	-	2 14.3	1 7.1	1 7.1	2 14.3	-	-
	タイプD(専業主婦(夫))	63 100.0	38 60.3	6 9.5	2 3.2	-	6 9.5	13 20.6	2 3.2	4 6.3
	タイプE(パート×パート)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイプF(無業×無業)	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
	タイプG(その他)	13 100.0	8 61.5	1 7.7	-	-	3 23.1	2 15.4	1 7.7	1 7.7
	無 回 答	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	1 50.0

3～5歳		保育利用意向[%・複数回答]								
		全 体	保育所	幼稚園	町外の幼稚園 または保育所	事業所内保 育施設	その他の保 育サービス	利用希望なし	幼稚園(預か り保育)	無回答
両親の就 業状況別	全 体	198 100.0	184 92.9	3 1.5	8 4.0	1 0.5	4 2.0	2 1.0	2 1.0	2 1.0
	タイプA(ひとり親)	10 100.0	7 70.0	-	3 30.0	-	-	-	-	-
	タイプB(フルタイム×フルタイム)	34 100.0	31 91.2	-	1 2.9	-	1 2.9	1 2.9	-	1 2.9
	タイプC(フルタイム×パートタイム)	65 100.0	63 96.9	-	2 3.1	1 1.5	2 3.1	-	-	-
	タイプD(専業主婦(夫))	52 100.0	48 92.3	3 5.8	1 1.9	-	1 1.9	1 1.9	2 3.8	-
	タイプE(パート×パート)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイプF(無業×無業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイプG(その他)	33 100.0	31 93.9	-	1 3.0	-	-	-	-	1 3.0
	無 回 答	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-

保育サービス利用者の子どもの病気等の場合の対処法

		子どもの病気等の場合の対処法[%・複数回答]										病児・病後児のサービスを利用した日数	
		全 体	父親が仕事を休んだ	母親が仕事を休んだ	親族・知人に預けた	就労していない保護者が自宅のみた	病児・病後児の保育サービスを利用した	子育てサポートをお願いした	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答	全 体	平均
両親の就業状況別	全 体	186 100.0	17 9.1	105 56.5	62 33.3	41 22.0	11 5.9	-	-	12 6.5	2 1.1	11.0 100.0	40.0 3.6
	タイプA(ひとり親)	12 100.0	-	9 75.0	8 66.7	-	1 8.3	-	-	-	-	1.0 100.0	3.0 3.0
	タイプB(フルタイム×フルタイム)	37 100.0	9 24.3	22 59.5	21 56.8	3 8.1	-	-	-	3 8.1	-	-	-
	タイプC(フルタイム×パートタイム)	63 100.0	3 4.8	50 79.4	18 28.6	3 4.8	8 12.7	-	-	3 4.8	-	8.0 100.0	29.0 3.6
	タイプD(専業主婦(夫))	40 100.0	1 2.5	7 17.5	7 17.5	27 67.5	-	-	-	3 7.5	1 2.5	-	-
	タイプE(パート×パート)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイプF(無業×無業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイプG(その他)	30 100.0	1 3.3	14 46.7	8 26.7	7 23.3	2 6.7	-	-	3 10.0	1 3.3	2.0 100.0	8.0 4.0
	無 回 答	4 100.0	3 75.0	3 75.0	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-

小学生保護者の放課後児童クラブの利用意向

小学生		今後の放課後児童クラブの利用意向[%・複数回答]							
		全 体	現在と同じように利用したい	時間を増やしたい	日数を増やしたい	新しく利用したい	その他	希望なし	無回答
両親の就業状況別	全 体	219 100.0	22 10.0	-	1 0.5	10 4.6	25 11.4	157 71.7	5 2.3
	タイプA(ひとり親)	19 100.0	3 15.8	-	-	-	4 21.1	10 52.6	2 10.5
	タイプB(フルタイム×フルタイム)	30 100.0	7 23.3	-	-	1 3.3	3 10.0	18 60.0	1 3.3
	タイプC(フルタイム×パートタイム)	83 100.0	7 8.4	-	1 1.2	5 6.0	11 13.3	59 71.1	-
	タイプD(専業主婦(夫))	60 100.0	2 3.3	-	-	3 5.0	4 6.7	50 83.3	1 1.7
	タイプE(パート×パート)	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイプF(無業×無業)	-	-	-	-	-	-	-	-
	タイプG(その他)	26 100.0	3 11.5	-	-	1 3.8	3 11.5	19 73.1	1 3.8
	無 回 答	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-

策 定 体 制

日高町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会委員設置要綱

(趣旨)

第1条 次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のために講ずる施策などを総合的に推進するために策定する日高町次世代育成支援対策推進地域行動計画（以下「計画」という。）について検討し、策定事務を円滑に進めるため、日高町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定について、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者等
- (2) 関係行政機関の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 日高町民
- (5) 日高町職員

(任期)

第4条 委員の任期は平成22年3月31日までとする。ただし、委員に事故あるときは必要に応じて補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

2 前項による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を総務し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(設置期間)

第7条 委員会は、計画策定により解散するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

日高町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	委員名	所属団体	備考
1	井上 誠	内原小学校PTA	委員長
2	井垣 弥	志賀小学校PTA	
3	尾崎 隆一	比井小学校PTA	
4	橋本 久美	母子保健推進員	副委員長
5	楠本 一人	内原保育所保護者会	
6	坂田 加奈	志賀保育所保護者会	
7	山下 義隆	比井保育所保護者会	
8	鈴木 眞由美	主任児童委員	
9	向井 照代	主任児童委員	
10	西岡 佳奈子	町民代表	

策定経過

平成 21 年 5～6 月	アンケート調査の実施
平成 21 年 8 月	特定保育事業のニーズ量・目標値の検討
平成 21 年 8 月 21 日	第 1 回 地域行動計画策定委員会
平成 21 年 11～12 月	次世代関係施策の点検・検討（関係課）
平成 21 年 12 月 22 日	第 2 回 地域行動計画策定委員会
平成 22 年 3 月 23 日	第 3 回 地域行動計画策定委員会



日高町次世代育成支援対策地域行動計画

～次世代をみんなで育てる ひだか～

【後期計画（平成 22～26 年度）】

発 行 日：平成 22 年 3 月

編集・発行：日 高 町 住 民 福 祉 課

〒649-1213

和歌山県日高郡日高町大字高家 626 番地

TEL 0738 (63) 3800

